

資料編

資料編

目次

防災会議・対策本部

資料1	坂城町防災会議条例	2011
資料2	坂城町防災会議委員名簿	2013
資料3	坂城町災害対策本部条例	2014
資料4	坂城町災害対策本部組織図	2015

危険箇所等一覧

資料5	危険箇所等総括表	2016
資料6-1	土砂災害警戒区域（急傾斜地）調査表	2017
資料6-2	土砂災害警戒区域（地すべり）調査表	2018
資料7	土砂災害警戒区域（土石流）調査表	2019
資料8	重要水防区域	2021
資料9	出水による交通しゃ断が予想される橋梁	2026
資料10	洪水時・土砂災害時に避難の必要が認められる要配慮者利用施設	2027

水害予防関係

資料11	ため池の現況	2051
資料12	水防上重要な水門の操作	2052
資料13	水防資機材の整備確保	2053
資料14	信濃川水系水位観測所一覧表（町関係）	2054
資料15	雨量観測所一覧表	2055

危険物関係

資料16	数量別危険物施設状況	2091
------	------------	------

文化財関係

資料17	県、町指定等の文化財一覧表	2092
------	---------------	------

災害応援協定関係

資料18-1	長野県市町村災害時相互応援協定書	2125
資料18-2	長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	2129
資料18-3	長野県消防相互応援協定書	2131
資料18-4	長野県消防相互応援協定実施細則	2134
資料18-5	緊急消防援助隊の運用に関する要綱	2139
資料18-6	災害時の医療救護についての協定書	2158
資料18-7	医療救護活動実施細目	2162
資料18-8	災害時における郵便局と坂城町の協力に関する協定書	2164
資料18-9	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	2166
資料18-10	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	2172
資料18-11	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針	2173
資料18-12	災害時の応急措置に関する協定書	2177
資料18-13	災害時における飲料水の供給に関する協定	2180
資料18-14	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	2182
資料18-15	災害時における飲料水等の供給に関する協定	2185
資料18-16	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	2187
資料18-17	災害時におけるケーブルテレビ放送の要請及び臨時災害放送局の運営に関する協定書	2190
資料18-18	災害時の応急活動の連携に関する協定	2193
資料18-19	坂城町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー上田営業所の災害時における相互協力に関する協定書	2195
資料18-20①	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	2198
資料18-20②	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	2200
資料18-21	災害時における物資供給の協力に関する協定書	2202
資料18-22	電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定	2205
資料18-23	危機発生時等の支援活動に関する協定書	2211
資料18-24	災害に係る情報発信等に関する協定	2214
資料18-25	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	2216
資料18-26	災害時における応急対策業務に関する協定	2218

飲料水供給関係

資料19	飲料水供給場所一覧表	2301
資料20	防災の対象となる水道施設	2301
資料21	県企業局・配水池貯水量	2301

感染症予防、衛生関係		
資料22	ゴミ収集委託業者一覧表	2302
資料23	し尿収集業者一覧表	2302
医療・助産・救護関係		
資料24	医療機関等一覧表	2303
資料25-1	災害用医薬品目リスト	2304
資料25-2	災害用衛生材料品目リスト	2305
資料26	緊急用血清及びワクチンの主な保管場所	2306
建設機材等調達関係		
資料27	町内建設業者一覧表	2331
情報通信関係		
資料28	非常無線通信機関一覧表	2332
資料29	報道機関一覧表	2332
交通輸送関係		
資料30	災害対策用物資輸送拠点・ヘリポート一覧表	2333
資料31	災害時における緊急通行車両の確認（長野県公安委員会が行う場合）	2334
資料32	緊急輸送車両確認事務処理要領	2338
防災関係機関及び組織関係		
資料33	防災関係機関一覧表	2371
資料34	非常備消防体制の現況	2377
資料35	火災出動計画	2379
資料36	消防水利状況	2381
資料37	坂城町自主防災組織設置助成要綱	2382
その他		
資料38	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	2431
資料39	火災警報発令系統図	2435
資料40	消防信号	2436
資料41	気象の概況	2438

防災会議・対策本部

資料 1 坂城町防災会議条例

	昭和37年12月 1 日	条例第17号
改正	昭和53年10月 1 日	条例第34号
	昭和56年 3 月30日	条例第23号
	平成12年 3 月22日	条例第 8 号
	平成19年 3 月12日	条例第 2 号
	平成24年 9 月20日	条例第17号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定により、坂城町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 坂城町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充て、副会長は副町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を代表する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は30人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前

任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な次項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則 (昭和53年10月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月20日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 坂城町防災会議委員名簿

種 別		機 関 名	役 職 名
会長		坂城町	町長
副会長			副町長
(1)	指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	副所長
		国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所	所長
(2)	県機関	長野地域振興局	局長
		千曲建設事務所	所長
		県企業局上田水道管理事務所	所長
(3)	警察機関	千曲警察署	署長
(4)	町職員	坂城町	総務課長
(5)	教育機関	坂城町教育委員会	教育長
(6)	消防機関	千曲坂城消防組合	消防長
		坂城町消防団	団長
(7)	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	しなの鉄道㈱	戸倉駅長
		東日本電信電話㈱ 長野支店	災害対策室長
		日本郵便㈱信越支社 坂城郵便局	局長
		中部電力㈱長野支店 上田営業所	所長
(8)	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	陸上自衛隊第13普通科連隊	第3中隊長
		県自主防災アドバイザー	アドバイザー
		坂城町婦人消防隊	隊長
		坂城町日赤奉仕団	委員長
		坂城町区長会（自主防災会）	会長
		坂城町民生児童委員協議会	会長

資料3 坂城町災害対策本部条例

昭和37年12月1日 条例第18号

改正 平成24年9月20日 条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により坂城町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

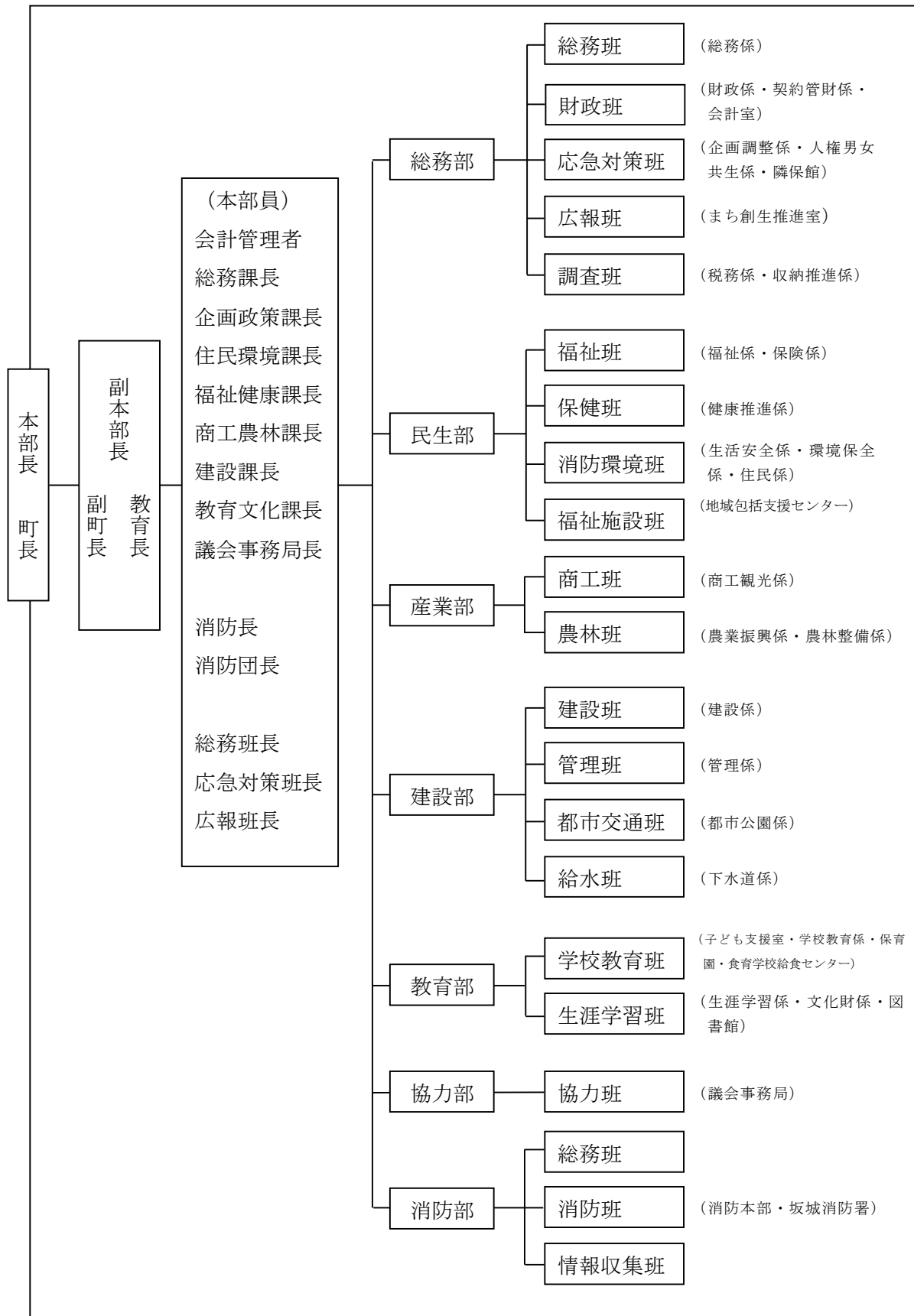
附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 坂城町災害対策本部組織図



危険箇所等一覧

資料5 危険箇所等総括表

(令和4年4月1日現在)

区 分		箇 所 数
地すべり危険箇所（県農政部所管）		1
地すべり危険箇所（県建設部所管）		4
山地災害危険地	地すべり危険地区（県林務部所管）	
	山腹崩壊危険地区	28
	崩壊土砂流失危険地域	20
民有林林道における災害発生危険箇所		7
土砂災害警戒区域（急傾斜地）		43
土砂災害警戒区域（地すべり）		4
土砂災害警戒区域（土石流）		39
砂防指定地		29
重要水防区域		86

資料6-1 土砂災害警戒区域（急傾斜地）調査表

区域の名称	地形			警戒区域				特別警戒区域				備考
	下端延長 (m)	平均高さ (m)	平均勾配 (°)	面積 (㎡)	人家戸数	公共的建 物戸数	内訳	面積 (㎡)	人家戸数	公共的建 物戸数	内訳	
荻屋原	1,360	140	42	61,392	6	2	事業所×2	236,917	1			
坂端(1)	357	132	38	15,346	14	2	事業所×2	44,237	4			
坂端(2)	320	47	39	17,294	8			18,309	7	3	事業所×3	
旭ヶ丘	127	7	43	3,235	3			523				
北日名(1)	30	10	49	821				279	1			
北日名(2)	263	11	41	8,033	1			3,788	4			
北日名(3)	64	8	36	1,853				345	1	1	北日名公民館	
南日名(1)	165	9	41	6,241	2			0				
南日名(2)	84	7	51	2,599	1	1	事業所	0				
南日名(3)	99	11	37	3,613	1	1	事業所	0				
南日名(4)	115	9	42	4,807	3			0				
南日名(5)	65	8	38	2,466	0			0				
南日名(6)	51	6	46	1,430	1			0				
南日名(7)	28	7	48	662				214	1			
南日名(8)	55	8	42	1,567	0			0				
南日名(9)	148	10	52	4,702	4			0				
南日名(10)	157	9	47	5,779	5			0				
南日名(11)	59	7	48	1,790	3			0				
御所沢(1)	140	16	41	7,820		1	坂城高校	575		1	坂城高校	
御所沢(2)	39	10	38	895				446	2			
御所沢(3)	125	6	44	2,836	4			790				
入横尾	194	6	39	5,727	2			0				
新地	160	14	32	8,326	4			604				
鼠(1)	330	200	35	12,523	8	4	事業所×4	50,952	1			
鼠(2)	347	231	36	12,899	15			41,799	2	1	神社	

区域の名称	地形			警戒区域				特別警戒区域				備考
	下端延長 (m)	平均高さ (m)	平均勾配 (°)	面積 (㎡)	人家戸数	公共的建 物戸数	内訳	面積 (㎡)	人家戸数	公共的建 物戸数	内訳	
天狗神社前	50	13	35	1,899	1			856				
小網(1)	416	129	43	18,583	4	4	事業所×4	44,970		1	事業所	
小網(2)	726	224	39	35,083	4	2	事業所、小網公	146,930		1	事業所	
小網(3)	705	214	42	31,434	2	1	小網公民館	117,889	1			
網掛(1)	605	155	41	28,642	2			97,436				
網掛(2)	265	44	40	14,395	13	2	事業所×2	15,352		1	消防センター	
網掛(3)	165	47	40	16,770	8			9,331	2			
網掛(4)	730	61	43	37,520	5	2	村上保育園、事	47,256				
網掛(5)	59	11	38	2,103				1,116				
網掛(6)	170	19	34	8,310		1	スパークさかき	4,616				
網掛(7)	73	19	32	3,268	1			2,069				
網掛(8)	105	31	34	5,641	3			4,138				
網掛(9)	268	32	37	13,722				12,644				
上平(1)	55	11	37	1,633		1	事業所	859				
上五明農山	50	15	35	1,817				1,234		1	事業所	
上平(2)	150	16	38	4,818	1			4,508	1			
上平(3)	280	29	37	13,644	1	1	宝池月影寮	11,220		1	宝池月影寮体育	
上平(4)	400	91	36	18,146	11			34,833	2			

資料6-2 土砂災害警戒区域（地すべり）調査表

区域の名称	地形		警戒区域				特別警戒区域				備考
	長さ (m)	幅 (m)	面積 (㎡)	人家戸数	公共的建 物戸数	内訳	面積 (㎡)	人家戸数	公共的建 物戸数	内訳	
坂城A	320	128	53,726	0	0		0				
坂城B	200	114	41,140	2	0		0				
坂城C	264	196	93,772	1	0		0				
坂城D	326	145	73,497	1	0		0				

資料7 土砂災害警戒区域（土石流）調査表

区域の名称	地形		警戒区域				特別警戒区域				備考
	流域面積(k m ²)	基準地点勾 配(°)	面積(m ²)	人家戸数	公共的建 物戸数	内訳	面積(m ²)	人家戸数	公共的建 物戸数	内訳	
山沢	0.16	18.33	24,655	18	2		1,561	1	0		
山寺沢	0.12	17.62	68,950	64	7	公民館・寺・事業所	517	0	0		
宮沢川(1)	0.18	16.23	68,549	62	5	神社・宿泊施設・事業	181	0	0		
宮沢川(2)	0.36	9.50	69,207	4	5	神社・宿泊施設・事業	0	0	0		
湯ノ沢	0.07	11.48	117,553	107	7	公民館・事業所・神社・寺	263	0	0		
梅の木沢	0.27	14.45	168,213	73	2	事業所	1,546	0	0		
横尾根沢	0.44	14.46	164,104	72	2	事業所	2,930	0	0		
矢の沢	0.59	14.27	50,598	19	2	公民館・事業所	1,950	0	0		
日名沢川	2.70	7.68	66,385	24	2	公民館・事業所	0	0	0		
湯之入沢	0.18	12.13	54,480	24	2	集会所・事業所	768	0	0		
観音沢川	1.71	7.71	48,805	11	1	事業所	0	0	0		
垣外沢川(1)	3.58	7.15	48,500	11	1	事業所	0	0	0		
垣外沢川(2)	0.25	9.61	48,626	11	1	事業所	5,614	0	0		
入田川	0.38	15.93	33,916	1	0		116	0	0		
名沢川	1.68	8.22	844,977	377	72	老人福祉施設・高校・幼稚園・公民館・事業所他	3,590	0	0		
砥沢	0.17	12.10	21,648	0	1	坂城P A	609	0	0		
石切場の沢	0.27	9.02	30,318	0	3	事業所	10,030	0	0		
御堂川支流	0.15	17.26	102,299	0	7	事業所	881	0	0		
御堂川	3.63	10.07	371,598	97	37	老人福祉施設・公民館・	2,655	0	0		
谷川	4.40	4.39	80,434	8	1	事業所	0	0	0		
谷川支流(1)	0.30	12.71	138,418	1	1	北陸新幹線坂城変電所	3,790	0	0		
谷川支流(2)	0.06	20.82	49,985	3	0		640	0	0		
蝮沢	0.57	8.11	99,193	29	3	老人福祉施設・事業所	4,161	0	0		
栗毛沢	0.12	10.20	53,222	15	2	事業所	1,529	0	0		
洞岩沢川	0.45	10.37	177,632	155	13	老人福祉施設・集会所・事業所・変電所他	0	0	0		

区域の名称	地形		警戒区域				特別警戒区域				備考
	流域面積(k m ²)	基準地点勾 配(°)	面積 (m ²)	人家戸数	公共の建 物戸数	内訳	面積 (m ²)	人家戸数	公共の建 物戸数	内訳	
出浦沢川北	0.07	32.72	41,691	2	0		1,557	0	0		
出浦沢川	1.16	9.88	64,499	15	1	集会所	0	0	0		
出浦沢川支流	0.09	22.89	27,470	4	0		969	0	0		
福沢川支流(1)	0.03	16.13	36,022	4	1	事業所	73	0	0		
権現沢	0.46	8.66	37,975	0	3	事業所×3	0	0	0		
ささら沢	0.40	6.00	89,211	0	3	事業所×3	0	0	0		
福沢川	0.94	7.18	31,249	0	1	事業所	0	0	0		
入山の沢	0.75	5.57	52,475	3	1	事業所	0	0	0		
福沢川支流(2)	0.12	15.03	93,435	4	1	事業所	381	0	0		
小網沢川北	0.15	23.02	20,376	0	0		2,892	0	1	事業所	
小網沢川支流(1)	0.07	20.03	13,722	0	0		1,993	0	0		
小網沢川	1.59	8.40	46,409	12	3	小網公民館、事業所×2	0	0	0		
小網沢川支流(2)	0.08	23.12	2,870	0	0		1,056	0	0		
胡桃沢川	0.98	11.33	32,874	10	3	事業所×3	2,422	0	0		

資料8 重要水防区域

水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種類	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	場所(目標)	区分と予想される危険	水防工法
坂城町	千曲川	国	一級	右	A	185	苧屋原	越水・溢水	積土のう
	千曲川	国	一級	右	B	47	苧屋原	越水・溢水	積土のう
	千曲川	国	一級	右	B	128	苧屋原 (筭橋流域)	水衝洗掘	木流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	右	B	131	筭橋	越水・溢水 水衝洗掘	積土のう 木流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	右	B	212	筭橋	越水・溢水	積土のう
	千曲川	国	一級	右	A	橋梁	筭橋(長野県)	工作物	
	千曲川	国	一級	右	B	127	筭橋上流	水衝洗掘	木流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	左	B	120	上五明(河原用水 樋管上流)	越水・溢水	積土のう
	千曲川	国	一級	右	B	200	坂城(横吹排水樋 管下流)	水衝洗掘	木流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	右	B	330	坂城 (中河原排水樋管)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート 張り 釜段 木 流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	右	B	15	坂城 (中河原排水樋管)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	左右	B	橋梁	昭和橋(長野県)	工作物	
	千曲川	国	一級	右	B	80	昭和橋	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	30	昭和橋	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	80	坂城 (昭和橋上流)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	140	坂城 (昭和橋上流)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	50	坂城 (昭和橋上流)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	60	坂城 (坂城大橋下流)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	45	上五明 (坂城大橋下流側)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	102	坂城大橋	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	216	四ツ屋 (埴科頭首工)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	298	上五明 (水防資材庫)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段	
千曲川	国	一級	右	B	482	四ツ屋 (埴科頭首工上流)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段	

資 料 編

水防 管理 団体 名	河川名	河川 管理 者名	河川 の 種類	左右 岸の 別	警戒 の度 合	延 長 (m)	場 所 (目 標)	区分と予想 される危険	水防工法
坂 城 町	千曲川	国	一級	左	B	65	上五明 (水防資材庫上流)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	24	四ツ屋 (御堂川合 流点下流側)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	26	四ツ屋 (御堂川合流点)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	A B	81	四ツ屋 (御堂川合 流点上流)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	115	上五明 (水防資材庫上流)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	90	四ツ屋 (御堂川合 流点上流)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	210	網掛 (大望橋下流)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	95	網掛 (大望橋下流)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	30	網掛 (大望橋下流)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート 張り 釜段 木 流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	右	B	295	四ツ屋 (大望橋下流)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	A B	105	網掛 (大望橋下流側)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート 張り 釜段 木 流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	左	A B	50	大望橋	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート 張り 釜段 木 流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	左	A B	95	網掛 (大望橋上流)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート 張り 釜段 木 流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	左	A B	216	網掛 (大望橋上流)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート 張り 釜段 木 流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	左	A B	250	網掛 (大望橋上流)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート 張り 釜段 木 流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	右	B	574	四ツ屋 (大望橋上流)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	250	四ツ屋 (欠口排水樋管)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	70	網掛 (大望橋上流)	漏水	月の輪 シート 張り 釜段	

資料編

水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種類	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	場所(目標)	区分と予想される危険	水防工法
坂城町	千曲川	国	一級	左	B	161	網掛(霞み部下流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	146	網掛(霞み部下流山付き)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	100	網掛(霞み部)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	148	四ツ屋(欠口排水樋管上流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	461	四ツ屋(欠口排水樋管上流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	351	網掛(霞み部)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	5	網掛(霞み部)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	111	網掛(霞み部)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	240	小網(鼠橋下流)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	35	網掛(霞み部)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	40	鼠宿(鼠水防資材庫下流)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート張り 釜段 木流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	左	B	50	網掛(霞み部)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	238	小網(鼠橋下流)	越水・溢水 漏水 水衝洗掘	積土のう 月の輪 シート張り 釜段 木流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	右	B	423	鼠宿(鼠水防資材庫下流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	65	小網(鼠橋下流)	越水・溢水 漏水 水衝洗掘	積土のう 月の輪 シート張り 釜段 木流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	左	B	245	小網(鼠橋下流)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート張り 釜段 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	右	B	400	鼠宿(鼠水防資材庫下流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段	

資料編

水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種類	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	場所(目標)	区分と予想される危険	水防工法
坂城町	千曲川	国	一級	左	B	183	小網(鼠橋下流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	58	鼠宿(鼠水防資材庫)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	275	小網(鼠橋下流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	285	鼠宿(鼠橋下流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	130	鼠橋	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	147	小網(鼠橋上流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	111	鼠宿(鼠橋上流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	左	B	250	小網(鼠橋上流)	漏水	月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	312	小網(鼠橋上流)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート張り 釜段 木流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	右	B	155	鼠宿(矢口排水樋門)	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
	千曲川	国	一級	右	B	34	鼠宿(下塩尻樋管)	水衝洗掘	木流し 蛇籠
	千曲川	国	一級	右	B	44	鼠宿(下塩尻樋管)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート張り 釜段 木流し 蛇籠
	国計					10,922			
	福沢川	県	一級	左右	B	500	村上保育園下流～びんぐし橋上流	河道埋塞・越水	積土のう
	谷川	県	一級	右	B	290	若草橋上～黄金橋下	断面不足 越水・護岸弱体	木流し 積土のう
				左	B	460			
	日名沢	県	一級	右	B	400	産経大橋上～中央橋下	斜面崩壊 護岸弱体	木流し
				左	B	160			
	県計					1,810			
出浦沢川	町	準用	左右	B	180	沈砂池	河道埋塞・越水	積土のう	
出浦沢川	町	準用	左	B	1,050	島・出浦	護岸弱体・決壊 断面不足・越水	木流し 蛇籠布せ 積土のう	
			右	B	1,060				

資 料 編

水防 管理 団体 名	河川名	河川 管理 者名	河川 の 種類	左右 岸の 別	警戒 の度 合	延 長 (m)	場 所 (目標)	区分と予想 される危険	水防工法
坂 城 町	垣外沢 川	町	準用	左	B	313	太平橋上流	護岸弱体・ 決壊 斜面崩壊	木流し 蛇籠布せ
				右	B	453			
	宮沢川	町	準用	左	B	870	千曲川～大宮	断面不足・ 越水	積土のう
	前田川	町	普通	左右	B	1,300	横町～立町	断面不足・ 越水	積土のう
	胡桃沢	町	普通	左右	B	370	六ヶ郷用水より上 流	河道埋塞・ 越水	積土のう
	入田沢	町	普通	左右	B	953	千曲川～御所沢公 民館	護岸弱体・ 決壊 断面不足・ 越水	木流し 蛇籠布せ 積土のう
	小網沢 川	町	準用	右	B	165	沈砂池	河道埋塞・ 越水	積土のう
	小網沢 川	町	準用	左右	B	150	小網ダム下流	斜面崩壊	積土のう
	町 計					6,864			
計					20,434				

資料9 出水による交通しや断が予想される橋梁

河川名	河川の種別	路線名・位置	想定はん濫区域内外の別	名称	構造の概要	遮断水位(m) 生田	管理者
千曲川	一級	県道新田坂城(停)線 坂城町大字坂城荻屋原	○	筭橋	コンクリート橋	1.9	県知事
千曲川	一級	町道A06号線 坂城町大字南条	○	大望橋	ワーレントラス橋	4.0	坂城町長
千曲川	一級	町道0621号線 坂城町大字坂城	○	昭和橋	鉄筋コンクリート ローゼ橋	4.0	坂城町長
千曲川	一級	県道上室賀坂城(停)線 坂城町大字坂城	○	坂城 大橋	コンクリート橋	4.0	県知事
千曲川	一級	町道A05号線 坂城町大字南条	○	鼠橋	I桁RC床版橋	4.0	坂城町長

資料10 洪水時・土砂災害時に避難の必要が認められる要配慮者利用施設

名称	所在地	施設種別	土砂災害					浸水想定区域	
			土石流 警戒区域	土石流 特別警戒 区域	急傾斜地 警戒区域	急傾斜地 特別警戒 区域	地すべり 警戒区域	千曲川 想定最大降雨	
小規模多機能あったかほーむ坂城	大字坂城6986-1	高齢者福祉	区域内						
養護老人ホーム はにしな寮	大字坂城8814-10	高齢者福祉	区域内						
特別養護老人ホーム さかき美里園	大字坂城9086-1	高齢者福祉	区域内						
さかき美里園デイサービスセンター	大字坂城9086-1	高齢者福祉	区域内						
グループホームサンタクロース	大字南条657-1	高齢者福祉						○	3.0m～5.0m
宅老所 ぼだい桜の杜	大字南条979-2	高齢者福祉	区域内						
特別養護老人ホーム さかき美山園	大字南条2725-2	高齢者福祉	区域内						
さかき美山園デイサービスセンター	大字南条2725-2	高齢者福祉	区域内						
坂城町老人福祉センター	大字中之条2225	高齢者福祉	区域内						
坂城町在宅介護支援センターケアステーションさかき	大字中之条2225	高齢者福祉	区域内						
宅老所 憩いの家	大字上平2386-1	高齢者福祉			区域内			○	5.0m～10.0m
南日名アップルハウス	大字坂城5426	障がい者福祉			区域内				
坂城町地域活動支援センター（共同作業所）	大字中之条2231-1	障がい者福祉	区域内						
ともいきライフ月影	大字上平1335-5	障がい者福祉			区域内	区域内			
坂城幼稚園	大字坂城9522-1	幼稚園	区域内					○	0.5m～3.0m
村上保育園	大字上平1540	保育園			区域内				
南条児童館	大字南条2086-3	児童館						○	0.5m～3.0m
村上児童館	大字上平1453-3	児童館						○	0.5m～3.0m
南条小学校	大字南条2036	小学校						○	0.5m～3.0m
村上小学校	大字上平1428-1	小学校						○	0.5m～3.0m
県立坂城高等学校	大字坂城6727	高等学校	区域内		区域内				

2027（～2050）

〔坂城防〕

水害予防関係

資料11 ため池の現況

番号	ため池名	所在地（大字・字）	貯水量（m ³ ）
1	丸田	南条・丸田	1,300
2	入横尾	南条・上原	2,100
3	入田	坂城・赤林	1,600
4	土井の入3号	坂城・土井の入	15,000
5	土井の入2号	〃	2,600
6	土井の入1号	〃	4,000
7	大英寺	坂城・栗田	2,700
8	梅の木	坂城・丸山	200
9	小野沢下	上平・小野沢	500
10	小野沢上	〃	6,000
11	出浦	上平・出浦	300
12	阿弥陀堂	上平・島	300
13	原の池	〃	2,300
14	島入の池	〃	1,400

資料12 水防上重要な水門の操作

(千曲建設事務所調)

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法(電話)
千曲川	一級	埴科用水水門	坂城町大字坂城字四反田	埴科郡土地改良区		頭首工管理規程による	026-273-1237
千曲川	一級	横吹樋管	坂城町大字坂城字下中河原	坂城町		自然開閉式	
千曲川	一級	坂城樋門	坂城町大字坂城字四反田	国土交通省	坂城町建設課	操作要領により操作	0268-82-3111
千曲川	一級	中河原樋管	坂城町大字坂城字中河原	坂城町	坂城町建設課	操作要領により操作	0268-82-3111
千曲川	一級	中之条樋管	坂城町大字中之条字下赤田	坂城町	坂城町商工農林課	操作要領により操作	0268-82-3111
千曲川	一級	欠口樋管	坂城町大字南条字宮ノ下	欠口土地改良区		操作要領により操作	
千曲川	一級	亀垣樋管	坂城町大字南条字亀垣	欠口土地改良区		操作要領により操作	
千曲川	一級	伊勢宮樋管	坂城町大字上五明字番場	坂城町	坂城町商工農林課	操作要領により操作	0268-82-3111

資料13 水防資機材の整備確保

(1) 水防資材

水防庫 資 材	1	2	3
	南条（鼠）	坂城（四反田）	村上（網掛）
空俵（俵）	50	50	60
むしろ（枚）	2	70	50
縄（玉）	5	20	8
麻袋（枚）	500	—	300
ねこむしろ（枚）	2	4	6
土のう袋（枚）	1,400	1,000	1,600
木材	200	10	100
鉄線	6	—	7
じゃかご	30	50	50
ブルーシート（枚）	50	20	20

(2) 水防用具整備状況

	保管用具	照明具	メガホン	スコップ	掛矢	つるはし	クワ	ハビロ	オノ	鎌	大鎌	ハンマー
南条	箇数	3	—	29	8	8	1	—	1	35	2	3
坂城	〃	11	—	43	9	44	—	6	—	16	—	11
村上	〃	2	—	30	4	7	—	—	4	25	—	2

	保管用具	金づち	ペンチ	ノコギリ	カッター	バール	ジョレン	くま手	ホーク	命づな
南条	箇数	10	8	9	3	7	—	1	—	—
坂城	〃	10	12	6	1	4	3	—	—	—
村上	〃	10	8	12	1	6	—	—	—	—

資料14 信濃川水系水位観測所一覧表（町関係）

所 属	観測所名	河川名	位 置	備 考
佐久建設事務所	樋沢	千曲川	南佐久郡川上村樋沢	テレメーター
佐久建設事務所	下越	千曲川	佐久市下越	テレメーター
佐久建設事務所	古谷ダム	抜井川	南佐久郡佐久穂町大日向大野沢	テレメーター
佐久建設事務所	平川原	抜井川	南佐久郡佐久穂町大日向平川原	テレメーター
佐久建設事務所	余地ダム	余地川	南佐久郡佐久穂町余地	テレメーター
中部電力(株)	海ノ口えん堤	千曲川	南佐久郡南牧村大字広瀬字切姐	自記テレメーター
(佐久建設事務所(北部))	塩名田	千曲川	佐久市御馬寄	テレメーター (国交省所属データ受信)
佐久建設事務所(北部)	湯川ダム	湯川	北佐久郡御代田町大字草越537-3	テレメーター
佐久建設事務所(北部)	杉瓜	湯川	北佐久郡軽井沢町杉瓜	テレメーター
佐久建設事務所(北部)	横根	湯川	佐久市横根	テレメーター
佐久市	駒寄	千曲川	佐久市御馬寄	テレメータ・カメラ
佐久市	塩名田	千曲川	佐久市塩名田	テレメータ・カメラ
佐久市	御馬寄	千曲川	佐久市御馬寄(十二川原)	テレメータ・カメラ
佐久市	土合	布施川	佐久市桑山	テレメータ・カメラ
東京電力(株)	布施川	布施川	佐久市布施字柳田	テレメーター
国土交通省千曲川河川事務所	塩名田	千曲川	佐久市御馬寄	自記テレメーター
上田建設事務所	依田橋	依田川	上田市長瀬依田橋	自記テレメーター
上田建設事務所	内村ダム	内村川	上田市鹿教湯	自記テレメーター
上田建設事務所	霊泉寺橋	内村川	上田市平井	自記テレメーター
上田建設事務所	内村橋	内村川	上田市御岳堂	自記テレメーター
上田建設事務所	国道18号基準点	金原川	東御市本海野	テレメーター
上田建設事務所	神川	神川	上田市林之郷576-8	自記テレメーター
上田建設事務所	浦野川	浦野川	上田市越戸字小瀬40	自記テレメーター
長和町	古町	依田川	小県郡長和町古町字上町4017-2	テレメーター
長和町	落合	依田川	小県郡長和町大門132-1	テレメーター
長和町	入大門	大門川	小県郡長和町大門2628-1	テレメーター
長和町	和田庁舎	依田川	小県郡長和町和田2873-1	テレメーター
長和町	大出橋	依田川	小県郡長和町和田3288-1	テレメーター
県企業局	大日向	神川	上田市真田町長字伯耆1620	自記テレメーター
国土交通省	生田	千曲川	上田市生田下梨平	自記テレメーター

資料編

所 属	観測所名	河川名	位 置	備 考
千曲川河川事務所				
東京電力㈱	生田	千曲川	上田市生田鵜ノ脇	自 記
中部電力㈱	青原えん堤	依田川	小県郡長和町和田字水沢原	自 記
中部電力㈱	横沢第一えん堤	神 川	上田市真田町長字湯の平	自 記
国土交通省 千曲川河川事務所	杭瀬下	千曲川	千曲市杭瀬下	自記テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	立ヶ花	千曲川	中野市立ヶ花	自記テレメーター

資料15 雨量観測所一覧表

千曲建設事務所管内

所 属	観測所名	水系名	河川名	位 置	備 考
県	千曲建設	信濃川	千曲川	千曲市大字屋代1881 (千曲建設事務所)	テレメーター自記
県	漆原	信濃川	千曲川	千曲市大字上山田字新山 1051番地6	テレメーター自記
県	八幡	信濃川	千曲川	千曲市大字八幡986-2	テレメーター自記 (砂防)
県	森	信濃川	千曲川	千曲市大字森2846-3	テレメーター自記 (砂防)
県	坂城	信濃川	千曲川	埴科郡坂城町大字網掛382	テレメーター自記 (砂防)
市	大池	信濃川	千曲川	千曲市大字八幡2-620	自 記 (12/1～3/31閉鎖)
市	沢山	信濃川	千曲川	千曲市大字森字鏡台山 2844-25	自 記 (12/1～3/31閉鎖)
市	千曲市 上山田庁舎	信濃川	千曲川	千曲市上山田温泉四丁目 15番1	自 記
町	坂城町役場	信濃川	千曲川	埴科郡坂城町大字坂城 10050	自 記
町	坂城小学校	信濃川	千曲川	埴科郡坂城町大字坂城6227	テレメーター
町	南条小学校	信濃川	千曲川	埴科郡坂城町大字南条2036	テレメーター
町	村上小学校	信濃川	千曲川	埴科郡坂城町大字上平 1428-1	テレメーター
千 曲 坂 城 消 防 組 合	戸倉・ 上山田署	信濃川	千曲川	千曲市大字磯部1221	自 記
千 曲 坂 城 消 防 組 合	更埴署	信濃川	千曲川	千曲市大字杭瀬下84	自 記
千 曲 坂 城 消 防 組 合	坂城署	信濃川	千曲川	埴科郡坂城町大字中之条 1126-1	自 記
国 土 交 通 省 (千曲川)	八王子	信濃川	千曲川	千曲市大字若宮	テレメーター自記

危険物関係

資料16 数量別危険物施設状況

令和3年4月1日現在

施設別 \ 数量別		計	5倍以下	5倍を超え 10倍以下	10倍を超え 50倍以下	50倍を超え 100倍以下	100倍を超え 150倍以下	150倍を超え 200倍以下	200倍を超え 1,000倍以下	1,000倍を超え 5,000倍以下	5,000倍を超え 10,000倍以下	10,000倍以上
計		149	53	20	17	25	11	4	11	6	1	1
貯蔵所	屋内	14	8	2	4							
	屋外タンク	22	3		1	1		1	9	6		1
	屋内タンク	2	1	1								
	地下タンク	42	26	7	8	1						
	簡易タンク	0										
	移動タンク	39	5			23	11					
	屋外	1	1									
取扱所	給油	7		2	1			3	1			
	一般	21	9	8	3						1	
	移送	1							1			

文化財関係

資料17 県、町指定等の文化財一覧表

R 3 . 9 . 1 現在

No.	名 称	指定	種 別	所 有 者
1	旧格致学校校舎	県	建造物	坂城町
2	石造釈迦如来坐像	県	彫刻	満泉寺
3	太刀	県	工芸品	個人
4	刀	県	工芸品	個人
5	村上氏城館跡	県	史跡	坂城町・満泉寺ほか
6	岩鼻	県	天然記念物	南条生産森林組合ほか
7	四ツ屋曳き舞台	町	建造物	四ツ屋区
8	木造釈迦如来坐像	町	彫刻	個人
9	木造阿弥陀如来坐像	町	彫刻	西念寺
10	木造阿弥陀如来立像	町	彫刻	西教寺
11	木造薬師如来坐像	町	彫刻	天田薬師保存会
12	木造鬼神面	町	彫刻	坂城神社
13	木造獅子頭	町	彫刻	坂城神社
14	坂城神社狛犬	町	彫刻	坂城神社
15	銅印	町	工芸品	個人
16	和算算額	町	書跡及び典籍	個人
17	内畛出土品	町	参古資料	個人
18	坂城神社古文書	町	古文書	坂城神社
19	慶長七年水帳	町	古文書	網掛区
20	和合城跡	町	史跡	南条生産森林組合、下塩尻生産森林組合
21	狐落城跡	町	史跡	個人
22	烽火台跡	町	史跡	上平区
23	御厨社古墳	町	史跡	個人
24	北日名経塚跡	町	史跡	個人
25	中之条陣屋跡	町	史跡	個人
26	常山堤及び常山堤碑	町	史跡	国土交通省、坂城町
27	稲玉徳兵衛開墾の碑及び昌言社	町	史跡	個人
28	十六夜観月殿と周辺の景観	町	名勝	大国魂社

資料編

No.	名称	指定	種別	所有者
29	耕雲寺杉並木	町	天然記念物	耕雲寺
30	北日名のカヤ	町	天然記念物	個人
31	胡桃沢化石群	町	天然記念物	個人
32	自在神社太々神楽	町	無形民俗文化財	自在神社神楽保存会
33	宮入小左衛門行平刀匠	町	無形文化財	個人
34	旧坂木宿本陣表門	町	建造物	坂城町
35	新地曳き舞台	町	建造物	新地区
36	大英寺毘沙門堂	町	建造物	大英寺
37	大須賀文書	町	古文書	個人

災害応援協定関係

資料18-1 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 被災者の一時収容のための施設
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他

の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

資 料 編

(別 記)

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村
佐 久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松 本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長 野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・信濃町・飯綱町・小川村・高山村
北 信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

資料18-2 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣 旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの他の構成市町村に要請するものとする。
- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改正)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

資料18-3 長野県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- (1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請
- (4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している

市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当
- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費
- イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
- ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費
- エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費
- オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則（平成12年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この協定は、平成27年4月8日から効力を生ずる。

別表（第3条関係）

地域区分	市 町 村 等
北 信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南 信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

資料18-4 長野県消防相互応援協定実施細則

(主旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、消防の相互の応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細則において使用する用語は、協定において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受援支援要員とは、要請側の消防本部の受援活動を支援する要員をいう。
- (2) 支援隊とは、災害情報等の収集及び要請側の消防本部の指揮活動を支援するため、要請側の属するブロックの地域代表消防機関等から出動する隊をいう。

(応援隊の名称)

第3条 協定に基づき活動する応援隊の総称は、県消防相互応援隊とする。

(地域代表消防機関の任務等)

第4条 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該ブロック内の被害情報の収集及び集約に関すること。
- (2) 要請側の消防本部との応援要請に係る協議及び一括的な応援要請に関すること。
- (3) 代表消防機関、当該ブロック内市町村等及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 当該ブロック内の県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。
- (5) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。

3 地域応援要請が複数ブロックにわたる場合は、当該地域代表消防機関の協議により、県消防相互応援隊の活動調整等を統括する地域代表消防機関を決定するものとする。

(代表消防機関の任務等)

第5条 代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県内の被害情報の収集及び集約に関すること。
- (2) 要請側の消防本部との応援要請に係る協議及び一括的な応援要請に関すること。
- (3) 長野県、地域代表消防機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。
- (5) 緊急消防援助隊要請時の関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、地域代表消防機関がその任務を代行するものとする。

(災害等発生時の連絡等)

第6条 市町村等の消防長は、管轄区域内で大規模災害又は特殊災害（以下「大規模災害等」とい

う。)が発生した場合又は発生するおそれのある場合には、長野県、属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに連絡するものとする。

(応援要請)

第7条 要請側の長は、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに応援要請を行うものとし、次に掲げる事項を把握した時点で、県消防相互応援隊の応援要請書(様式第1号)を送付するものとする。

- (1) 災害の状況、発生場所及び被害状況
- (2) 必要な県消防相互応援隊の隊数、資機材等
- (3) 県消防相互応援隊の活動場所及び任務
- (4) 使用無線周波数
- (5) 安全管理上の注意事項
- (6) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域応援要請は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。

3 全県応援要請は、代表消防機関を経由して行うものとする。

(受援支援要員の派遣要請)

第8条 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の受入れ体制が整わないと判断した場合には、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対して、速やかにその旨を報告し、受援支援要員の派遣に係る調整を求めるものとする。

(県消防相互応援隊の編成)

第9条 隣接応援要請時及び特殊応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、要請側及び応援側の消防本部の協議により決定するものとする。

2 地域応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、地域代表消防機関が行うものとする。

3 全県応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、代表消防機関が行うものとする。

4 県消防相互応援隊は、応援要請に迅速に対応するため、原則として当直隊をもって編成するものとし、市町村等の消防長は事前に計画を策定しておくものとする。

(県消防相互応援隊の派遣)

第10条 県消防相互応援隊を派遣する応援側の長は、次に掲げる事項について、有線電話その他の方法により、要請側の長に対して速やかに連絡するとともに、県消防相互応援隊の応援決定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

- (1) 派遣隊数及び隊員数
- (2) 出発予定時刻及び進出拠点(進出拠点を設定しない場合は、災害現場。以下同じ。)到着予定時刻
- (3) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。

3 全県応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、代表消防機関を経由して行

うものとする。

(支援隊の先遣出動)

第11条 要請側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長は、地域応援要請又は全県応援要請が行われた場合には、支援隊を出動させるものとする。ただし、支援隊の現場到着に時間を要する場合等は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。

2 支援隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 進出拠点までの道路状況等の情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な応援隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 宿営場所の確保又は確認に関すること。
- (4) 要請側の消防本部の指揮活動の支援に関すること。
- (5) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

(県消防相互応援隊の指揮)

第12条 複数の市町村等から県消防相互応援隊を派遣する場合の指揮は、緊急消防援助隊長野県大隊応援等実施計画（平成29年6月12日施行）の規定を準用するものとする。

(自主応援)

第13条 市町村等の消防長は、他市町村等で発生した大規模災害等を覚知し、応援が必要と判断した場合には、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対してその旨を連絡し、自主応援の要否を確認するものとする。

2 地域代表消防機関の消防長は、当該ブロック内の他市町村等で発生した大規模災害等を覚知した場合には、必要に応じて支援隊を出動させ、災害情報の収集及び被災地消防本部の指揮活動の支援を行うよう努めるものとする。

3 地域代表消防機関の消防長は、情報収集又は被災地消防本部の応援のために必要と判断した場合には、当該ブロック内の消防本部の消防長に対して、自主応援を求めることができるものとする。

4 地域代表消防機関の消防長は、当該ブロック内から自主応援を行う場合には、被災地消防本部の消防長、被災地消防本部の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援隊の誘導等)

第14条 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の進出拠点に誘導員を派遣して応援活動上必要な情報の提供、資機材の貸与等を行うとともに、県消防相互応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援要請の解除)

第15条 要請側の長は、県消防相互応援隊の要請解除を決定した場合には、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに連絡するとともに、県消防相互応援隊の応援要請解除通知書（様式第3号）を送付するものとする。

(県消防相互応援隊の引揚げ)

第16条 応援要請解除の連絡を受けた県消防相互応援隊の最上位指揮者は、被災地における活動を

終了するとともに、要請側の消防本部に対して次に掲げる事項を報告し、引揚げるものとする。

- (1) 県消防相互応援隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

（活動結果報告）

第17条 応援側の長は、派遣している県消防相互応援隊の帰署（所）後、県消防相互応援隊活動報告書（応援側）（様式第4号）により、要請側の長に対して速やかに活動報告を行うものとする。

- 2 要請側の消防長は、応援活動終了後、県消防相互応援隊活動報告書（要請側）（様式第5号）により、応援側の消防長、応援側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに災害等の概要を報告するものとする。

（応援経費等の負担）

第18条 協定第8条第2号に定める要請側の負担する経費のうち、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費については、応援側の負担とする。

- 2 協定第8条第2号ア及びイに定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。
- 3 協定第8条第2号に定める応援に要した費用の請求は、県消防相互応援隊の活動経費請求書（様式第6号）により行うものとする。

（連絡体制等）

第19条 県消防相互応援隊の活動等に係る連絡は、有線電話、有線FAX又は電子メール等によるものとし、有線FAX又は電子メールによる場合には、県消防相互応援に係る連絡（様式第7号）により行うものとする。

（県消防相互応援隊の登録）

第20条 県消防相互応援隊の登録隊は、緊急消防援助隊の登録をもって県消防相互応援隊に登録したものとみなす。ただし、災害状況、地理的条件等に応じ、緊急消防援助隊登録車両以外で出動することができるものとする。

（演習又は訓練の実施）

第21条 市町村等の消防長は、県消防相互応援隊の連携活動能力の向上及び関係機関との連携強化を図るため、市町村等合同の演習又は訓練を実施するよう努めるものとする。

（協議）

第22条 この実施細則に定めない事項又はこの実施細則について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成8年2月14日から施行する。

2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

附 則（平成18年9月1日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成27年4月8日から適用する。

附 則（平成30年9月1日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

資料18-5 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

	平成16年3月26日	消防震第 19号
改正	平成17年3月30日	消防震第 14号
改正	平成18年2月14日	消防応第 15号
改正	平成18年6月22日	消防応第 94号
改正	平成20年7月2日	消防応第109号
改正	平成20年8月27日	消防応第152号
改正	平成24年11月28日	消防広第 95号
改正	平成26年3月26日	消防広第 75号
改正	平成27年3月31日	消防広第 74号
改正	平成28年3月30日	消防広第 80号
改正	平成29年3月28日	消防広第 93号
改正	平成31年3月8日	消防広第 35号
改正	令和2年7月17日	消防広第190号
改正	令和3年3月22日	消防広第 89号
改正	令和4年6月24日	消防広第211号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 編成及び装備等の基準
- 第3章 出動
- 第4章 指揮活動
- 第5章 防災関係機関との連携
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第7章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。

- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車

及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。

- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。
- (3) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

（航空指揮本部の設置）

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

（後方支援本部の設置）

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。

(9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。なお、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。
- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により応援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該応援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援 隊長の役割も担うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。
 - (1) 第1順位 指揮支援隊長
 - (2) 第2順位 都道府県大隊長
 - (3) 第3順位 統合機動部隊長
 - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。

- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
 - 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
 - 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を行うものとする。
 - 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
 - 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

- 第26条** 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
 - 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (3) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。
 - 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
 - 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
 - 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
 - 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
- (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況について動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。
- 3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。
- 4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

(活動報告等)

第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部

隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。

- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して

活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。

(9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。

(10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。

(11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

(1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

(2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。

ア 応援要請を行う場合

イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合

ウ 新たな災害が発生した場合

エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部

は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
 - (3) 関係機関との活動調整に関すること。
 - (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
 - (5) 情報連絡体制に関すること。
 - (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
 - (7) その他必要な事項に関すること。
- 3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。
- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
 - (3) 情報連絡体制に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで（第4号を除く。）及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月17日消防広第190号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日消防広第89号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（主運用波の割当て）

（第32条関係）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

資料18-6 災害時の医療救護についての協定書

坂城町（以下「甲」という。）と社団法人埴科医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び坂城町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

3 乙は、医療救護計画を変更した時は、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇のない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

- (3) 負傷者の救急、応急処置
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の確認及び検案
- (6) その他医療救護活動に必要な事項
(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品・医療機材・救護班の防具等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙の医療救護班が医療救護活動従事中に災害を受けたときは、坂城町消防団員等公務災害補償条例（昭和56年条例第27号）の規定に基づき補償を行うものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第13条 医療救護活動従事中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第14条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙の協議のうえ定める。

(有効期限)

第17条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成8年1月26日から平成9年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年1月26日

甲 坂城町
坂城町長 柳 沢 賢 二
乙 社団法人埴科医師会
会 長 降 旗 啓 恵

別表

日 当	医 師 保 健 師 助 産 婦 看 護 師	災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。
	事 務 職 員	坂城町長が定める臨時職員の賃金に準じる額とする。
旅 費	医 師	特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和36年条例第6号）の例による。
	保 健 師 助 産 婦 看 護 師	坂城町職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第10号）の例による。
	事 務 職 員	
時 間 外 勤 務 手 当	医 師 保 健 師 助 産 婦 看 護 師 事 務 職 員	坂城町一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第9号）を準用する。 この場合において、同条例第36条の勤務1時間当りの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

資料18-7 医療救護活動実施細目

平成8年1月26日付をもって締結した「災害時の医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定に基づき、医療救護活動実施細目を次のとおり定める。

（要請）

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（医療救護計画の承認）

第2条 甲は、乙から提出された医療救護計画を適当と認める時は、速やかに承認するものとする。

（医療救護組織）

第3条 医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関よりなる。

2 医療救護班の構成は、医師1名、看護師1名、事務職員1名を標準とし、必要がある場合は、保健師、助産婦を加えることができる。

（救護所設置の特例）

第4条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する救護所のほか、必要と認めた時は、甲が指定した収容医療機関に救護所を設置することができる。

2 前項の収容医療機関のほか、甲が必要と認めた場合は、その他の医療機関にも救護所を設置することができる。

（実施報告）

第5条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、医療救護活動実施報告書（第1号様式）を甲に提出するものとする。

（医療救護班の費用の請求）

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

(1) 医療救護班派遣に要する経費

実費弁償請求書（第2号様式）

医療救護班員名簿（第3号様式）

(2) 医療救護班が携行し使用した医薬品等

請求書（第4号様式）

救助の種目別物資受払状況（第5号様式）

救護班活動状況（第6号様式）

病院診療所医療実施状況（第7号様式）

助産台帳（第8号様式）

（事故等報告）

第7条 乙は、医療救護活動中に事故が発生し、医療救護班員に事故者があった場合は、速やかに事故等の状況を甲に報告（第9号様式）するものとする。

(費用の額)

第8条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、別表に定める額とする。

(救護所となった医療機関における費用弁償等の請求)

第9条 第4条第1項及び第2項に定める医療機関が費用弁償等の請求をする場合には、第5条及び第6条に規定する書類を甲に提出するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第6条及び第8条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した場合は、その受理した日から30日以内に支払うものとする。

本実施細目2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年1月26日

甲 坂城町

坂城町長 柳 沢 賢 二

乙 社団法人埴科医師会

会 長 降 旗 啓 恵

資料18-8 災害時における郵便局と坂城町の協力に関する協定書

坂城町内の郵便局（以下「甲」という。）と坂城町（以下「乙」という。）は坂城町内に発生した地震その他災害時において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、坂城町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 甲及び乙が収集した災害町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（坂城町災害対策本部への参加）

第4条 乙は、坂城町災害対策本部への職員の派遣を甲に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策等について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 甲は、乙等が行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては坂城郵便局副局長、乙においては坂城町総務課長とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2部作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年9月1日

坂城町内郵便局代表

坂城郵便局長 宮 下 政 晴

坂 城 町 長 柳 沢 賢 二

資料18-9 災害時における応急生活物資供給等に関する協定

坂城町（以下「甲」という。）とちくま農業協同組合（以下「乙」という。）とは、坂城町地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ原則として別表のとおりとする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口答又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の取引）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における相互支援協定の締結等を進め、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行に当たっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通をそれぞれ保有する。

平成12年3月28日

甲 埴科郡坂城町大字坂城10050番地
坂 城 町 長 中 沢 一

乙 更埴市大字鑄物師屋200番地
ちくま農業協同組合
代表理事組合長 坂 口 逸 男

(別 表)

<p>優先供給品目</p>	<p>★容器入り水・飲料水 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（L L その他） ★果物（バナナ他） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）</p>
<p>状況に応じて供給する品目</p>	<p>・缶詰（イージーオープン） ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ・簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ・カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤・石けん ・紙おむつ ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴 ・下着・靴下 ・タオル ・毛布 ・かとり線香（夏季） ・使い捨てカイロ（冬季）</p>

- (1) ★印「優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目として災害現場や被災者のニーズの変化等、状況に応じて調達供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえその都度指定できるものとする。

災害時における応急生活物資供給等に関する協定

坂城町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という。）は、坂城町地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生した時（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ原則として別表のとおりとする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口答又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の取引）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通をそれぞれ保有する。

平成12年3月28日

甲 埴科郡坂城町大字坂城10050番地

坂城町長 中 沢 一

乙 長野市篠ノ井御幣川668番地

生活協同組合コープながの

理 事 長 米 原 俊 夫

(別 表)

<p>優先供給品目</p>	<p>★容器入り水・飲料水 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（L L その他） ★果物（バナナ他） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）</p>
<p>状況に応じて供給する品目</p>	<p>・缶詰（イージーオープン） ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ・簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ・カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤・石けん ・紙おむつ ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴 ・下着・靴下 ・タオル ・毛布 ・かとり線香（夏季） ・使い捨てカイロ（冬季）</p>

- (1) ★印「優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目として災害現場や被災者のニーズの変化等、状況に応じて調達供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえその都度指定できるものとする。

資料18-10 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 阿 部 守 一

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8
長野県市長会長 母 袋 創 一

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8
長野県町村会長 藤 原 忠 彦

資料18-11 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第1 総則

1 目的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

(1) 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

(2) ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

(3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

(4) 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

(5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

(6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第2 被災県等への支援

1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等とする。

- (1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）
- (2) 「災害時等の応援に関する協定」（中部圏知事会）
- (3) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）
- (4) 「災害時の相互応援に関する協定」（新潟県）
- (5) 県が新たに締結する災害時応援協定

2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

- (1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供

(2) 被災者の受入及び施設の提供

- ① 県内医療機関での傷病者の受入
- ② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

(3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 支援の実施又は終了の決定

- (1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。
- (2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、県知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

第3 支援体制の整備

1 先遣隊の派遣

- (1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
- (2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

2 現地支援本部の設置

- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。
- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
 - ① 被災県等との連絡体制の確立
 - ② 被災県等の支援ニーズの把握
 - ③ 被災県等での職員、物資等の受入調整
 - ④ 広域避難を実施する場合の調整
 - ⑤ 被災県等に対する支援の実施
 - ⑥ その他、支援に必要な業務

- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

- (1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。
- (2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。
- (3) 後方支援本部の業務

- ① 現地支援本部との連絡体制の確立
- ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
- ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
- ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
- ⑤ 費用精算業務
- ⑥ その他支援に必要な業務

(4) 調整会議

県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

- ① 支援方針
- ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
- ③ 支援の終了
- ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第4 県及び市町村において実施する事項

1 県が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) その他支援に必要な事項

2 代表市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) ブロック内の連絡体制の整備
- (5) その他支援に必要な事項

3 代表市町村以外の市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
- (3) その他支援に必要な事項

第5 その他

1 訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

資料18-12 災害時の応急措置に関する協定書

坂城町（以下「甲」という。）、坂城町建設業災害防止協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）時における応急措置の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、坂城町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材の種類及び数量
- (4) 応急措置の場所、応急措置内容及び期間
- (5) その他必要事項

（応急措置の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け要請に従って、応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費の精算単価は、長野県建設部の実施単価等を参考に決定する。

（損害補償）

第6条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者が当該活動により災害を受けたときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、坂城町消防団員等公務災

害補償条例（昭和56年条例第27号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 応急措置従事中に、第三者に損害を与えた場合に、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項をもって甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員、名簿及び従事した時間
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別、台数及び使用時間
- (3) 応急措置に使用した資材等の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除するものとする。

（経費等の請求）

第9条 乙は、第5条に規定する経費及び第6条に規定する補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払）

第10条 甲は、前条の規定により経費等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成24年7月31日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲又は乙いずれの側からもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印して、双方 1 通を保有するものとする。

平成24年 7 月31日

甲 坂城町
坂城町長 山 村 弘

乙 坂城町建設業災害防止協会
代 表 竹 内 敏 正

資料18-13 災害時における飲料水の供給に関する協定

坂城町（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、坂城町地域において、地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、飲料水の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、坂城町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害による断水又は避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。
- (2) その他、甲が必要と認めるとき。この場合において、甲は乙に対し、要請の前に協議を行うものとする。

（供給飲料水の範囲及び対価等）

第2条 乙が甲の要請に基づき供給する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、第4条に基づき設置したメッセージボード搭載型の坂城町災害対応型自動販売機及び備蓄水ボックス内の飲料水を甲に無償提供する。
- (2) 乙は、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に供給する。供給場所については、甲の指定する場所に納入するものとする。なお、この場合に供給される飲料水の対価については、甲が負担するものとし、災害発生前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に飲料水の供給の要請を行うときは、原則文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

- 2 大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条第1号の飲料水を使用することができるものとする。ただし、通信が回復した後、速やかに乙に連絡を行うものとする。

（災害対応型自動販売機及び備蓄水ボックスの設置、撤去と運用）

第4条 災害対応型自動販売機及び備蓄水ボックスの設置、撤去については、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。

- 2 甲は、住民への情報提供のため、坂城町災害対応型自動販売機のメッセージボードを使用することができる。

(供給飲料水の運搬)

第5条 供給飲料水の運搬については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成25年9月26日から平成26年3月31日までとする。なお、この有効期間の満了日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、1か年延長させるものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年9月26日

甲 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
坂 城 町 長 山 村 弘

乙 富山県高岡市内島3550番地
北陸コココーラボトリング株式会社
代表取締役社長 稲 垣 晴 彦

資料18-14 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書

坂城町（以下「甲」という。）と長野LP協会長野支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時におけるLPガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるLPガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対するLPガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し次に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

- 2 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。
- 3 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 協力業務は次のとおりとする。

- (1) 被災地域のLPガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給
- (2) 供給設備設置場所以外で発見されたLPガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管
- (3) 応急仮設住宅又は避難所等公共施設へのLPガスが供給されることとなった場合のLPガス供給設備工事及びLPガス供給
- (4) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査
- (5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びLPガス供給のために特に必要な業務

（費用）

第4条 前条(3)の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給したLPガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲、乙が協議の上決定する。

- 2 甲は、前条に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

(役割分担)

第5条 甲は、災害時において円滑にL Pガスが供給できるため、あらかじめ公共施設等にL Pガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備を行うものとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第3条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては住民環境課、乙においては乙の事務局とし、丙においては、丙の事務局とする。

2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にL Pガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来たさないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(従業者の災害補償)

第9条 第3条の協力業務において、乙並びに丙の会員が負傷、もしくは疾病にかかり、または死亡の場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、関係法令や市町村条例等により、甲の責任において補償を行うものとする。

(1) 従業者の故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害について、乙、丙または従業者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙、丙は相互に協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年11月18日

甲 坂城町
町 長 山 村 弘

乙 長野LP協会長野支部
支部長 内 山 文 雄

丙 一般社団法人長野県LPガス協会
会 長 小 林 芳 夫

資料18-15 災害時における飲料水等の供給に関する協定

坂城町（以下「甲」という。）とサントリービバレッジサービス株式会社関東・信越営業本部（以下「乙」という。）は、坂城町内において、地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が相互に協力して、住民生活の早期安定及び被災者支援を図るため、飲料水等の迅速かつ円滑な供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が必要と認めた場合に、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が飲料水等を必要とするときには、乙に対して飲料水等の供給に係る協力を要請することができる。

（協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときには、以下の内容について協力するものとする。

- (1) 乙は、緊急時飲料提供型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- (2) 乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲乙協議により対応するものとする。
- (3) 乙は、保有飲料水等の優先的な安定供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は、この協定による要請を行うときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第6条 飲料水等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により飲料水等の運搬を行うときには、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第7条 緊急時飲料提供型自動販売機内の飲料水等を除き、乙が供給した飲料水等の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前の適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報交換)

第8条 この協定による要請、伝達等の円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者、担当者を定めるものとする。また、期間の途中において内容に変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月6日

甲 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050番地
坂城町長 山 村 弘

乙 長野県長野市真島町真島1388番地
サントリービバレッジサービス株式会社
関東・信越営業本部
本部長 蓼原 三治

資料18-16 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

坂城町（以下「甲」という。）、長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び長野県石油商業組合北信支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、坂城町地域防災計画に基づき、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、もって町民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
- (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（前2号に規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休息所としての施設の提供並びに水道水及びトイレの提供
- (5) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」(別記第2号様式)を提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用(以下「費用」という。)については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者(以下「供給先」という。)が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙等が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し、供給等を中断したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

(防災意識の向上)

第10条 乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料等の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

(町民への周知)

第11条 甲、乙及び丙は、協力して、この協定の内容並びに乙及び丙等の所在地等について、町民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは、更新されるものとする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年8月4日

甲 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050番地
坂城町長 山 村 弘

乙 長野県長野市北条町25番地1
長野県石油商業組合
理 事 長 渡 邊 一 正

丙 長野県長野市高田655番地6
長野県石油商業組合北信支部
支 部 長 田 島 光 雄

資料18-17 災害時におけるケーブルテレビ放送の要請及び臨時災害放送局の運営に関する協定書

坂城町（以下「甲」という。）と株式会社上田ケーブルビジョン（以下「乙」という。）は、地震、風水害及び武力攻撃事態その他の非常事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるケーブルテレビ放送、及び臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）の運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙にケーブルテレビ放送の要請及び臨災局の運営を乙に委託する際の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、災対法第57条の規定に基づき、乙にケーブルテレビ放送を要請することができる。

2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、大震法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を要請するときにも準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害等の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、必要と認められた場合、乙に対しケーブルテレビ放送を要請することができる。

（臨災局の運営の委託）

第3条 甲は、臨災局が住民への災害情報の伝達に有効と判断される場合は、臨災局を開設し、乙に対し同局の運営を委託することができる。

2 臨災局の免許主体及び事業主体は、甲とする。

（要請及び委託の手続き）

第4条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにしてケーブルテレビ放送の要請及び臨災局の運営の委託を行うものとする。

(1) 要請及び委託の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

2 前項の要請及び運営の委託の手続きは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は他の手段をもって行い、事後速やかに書面を提出するものとする。

（災害情報の提供）

第5条 甲は、災害の規模、被害の状況、避難場所の設置状況及び復旧見通し等災害に関する情報を乙に対し、可能な限り速やかに提供するよう努めるものとする。

2 甲は、「公共情報コモンズ」（災害情報共有システム・Jアラート）等を活用し、乙に対し情報を提供するものとする。

（放送の実施）

第6条 乙は、甲からケーブルテレビ放送の要請及び臨災局の運営の委託を受けた事項に関し、放送の内容、放送時刻及び送信系統等を、その都度自主的に決定し、放送するものとする。

2 乙は、甲の保有するJアラート（全国瞬時警報システム）を通じて提供を受けた次の各号に掲げる緊急度の高い情報に関しては、第2条及び第3条の規定にかかわらず、放送を実施するものとする。

- (1) 町民に避難等の危険回避行動を求める情報
- (2) 町民に大きな被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある災害等に関する情報
- (3) その他、危機管理上、迅速な広報を必要とする情報

（連絡責任者）

第7条 第2条に掲げる放送の要請及び第3条に掲げる臨災局の運営の委託の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を持つものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲及び乙から特段の意思表示がないときは、更新されるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年2月17日

甲 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050番地

坂 城 町 長 山 村 弘

乙 長野県上田市中央六丁目12番6号
株式会社上田ケーブルビジョン
代表取締役社長 中 沢 利樹男

資料18-18 災害時の応急活動の連携に関する協定

坂城町（以下「町」という。）と長野県企業局（以下「県企業局」という。）は、町において地震、風水害その他の災害が発生し、水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）の応急活動の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に町及び県企業局が連携して応急活動を迅速かつ的確に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「応急活動」とは、災害時の応急給水活動及び応急復旧活動をいう。

（情報共有）

第3条 町及び県企業局は、災害時に次の方法により情報を共有するものとする。

- (1) 町は、避難所の開設状況、道路の被災状況等の県企業局が応急活動を行うために必要な情報を県企業局に連絡するものとする。
- (2) 県企業局は、被災状況、断水状況、復旧見通し等の情報を町に連絡するものとする。

（応急給水活動）

第4条 県企業局は、災害時において町の応急対策方針を踏まえて、町と連携して応急給水活動を行うものとする。

（施設の相互利用）

第5条 町及び県企業局は、応急給水活動において水を補給する施設（配水池、予備水源、安心の蛇口等をいう。以下「給水基地」という。）の情報を共有し、災害時に相互に利用することができる。ただし、利用にあたっては、給水基地の施設管理者の指示に従うものとする。

（広報活動）

第6条 町は、県企業局が行う住民への被災状況、断水状況、復旧見通し等に関する広報について、効果的な広報になるよう協力するものとする。

（費用負担）

第7条 この協定による活動に要した経費については、原則として相互に負担を求めないものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施に関し必要な事項は、町と県企業局が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、町と県企業局が両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年7月26日

坂 城 町 長 山 村 弘

長野県公営企業管理者 小 林 利 弘

資料18-19 坂城町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー上田営業所の災害時における相互協力に関する協定書

坂城町（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー上田営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「坂城町区域」という。）で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、坂城町区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要な活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要な道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要なと認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要な物資並びに機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることがで

きるものとする。

- 2 乙は、前進基地の候補となる敷地並びに施設をあらかじめ定め、甲に周知連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

(打ち合わせ会の設置)

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため打ち合わせ会を設置し、定期的な情報交換等を実施することとする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲(乙)が故意又は過失により乙(甲)の施設等を損傷した場合、甲(乙)は乙(甲)に対し損害賠償を行う。
 - (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲(乙)に故意又は過失がある場合は甲(乙)が賠償を行う。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

- 2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

甲：坂城町 総務課

乙：中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー上田営業所 総務グループ

(疑義等の解決)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第13条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成31年2月25日

甲 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
坂 城 町 長 山 村 弘

乙 長野県上田市中央一丁目7-29
中部電力株式会社
電力ネットワークカンパニー
上田営業所長 中山 洋 一

資料18-20① 災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

坂城町（以下「甲」という。）と社会福祉法人坂城福祉会（以下「乙」という。）は、坂城町内において地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要配慮者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が要配慮者の緊急受入れを実施するよう乙に対し要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 障害者手帳所持者
- (3) 上記に準じる者

（緊急受入れの要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要配慮者の緊急受入れ
- (2) 坂城町地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要配慮者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第4条 甲の要請を受け、乙が緊急受入れをする場合の受入期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第5条 甲は、要配慮者の緊急受入に伴う経費を、乙に対し支払うものとする。

2 前項に規定する経費の金額、支払方法等については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第3条の規定により、乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊

急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 受入れを要請する要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、要配慮者の受入れ可能人員、必要物資の調達等について、あらかじめ協議を行うものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議のない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月27日

(甲) 坂城町大字坂城10050番地
坂城町長 山 村 弘

(乙) 坂城町大字坂城9086-1
社会福祉法人 坂城福祉会
理 事 長 坂 内 孝 之

資料18-20② 災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

坂城町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 上田明照会（以下「乙」という。）は、坂城町内において地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要配慮者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が要配慮者の緊急受入れを実施するよう乙に対し要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 障害者手帳所持者
- (3) 上記に準じる者

（緊急受入れの要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要配慮者の緊急受入れ
- (2) 坂城町地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要配慮者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第4条 甲の要請を受け、乙が緊急受入れをする場合の受入期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第5条 甲は、要配慮者の緊急受入に伴う経費を、乙に対し支払うものとする。

2 前項に規定する経費の金額、支払方法等については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第3条の規定により、乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊

急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 受入れを要請する要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、要配慮者の受入れ可能人員、必要物資の調達等について、あらかじめ協議を行うものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議のない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月27日

(甲) 坂城町大字坂城10050番地
坂城町長 山 村 弘

(乙) 上田市中央北二丁目7番3号
社会福祉法人 上田明照会
会 長 横 内 浄 真

資料18-21 災害時における物資供給の協力に関する協定書

坂城町（以下「甲」という。）と長野県協同紙工業株式会社（以下「乙」という。）は、坂城町内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と相互に協力して被災者に対する物資の供給を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 乙の協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の協力要請）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、供給可能な範囲において、物資の優先供給及び運搬について協力するものとする。

（供給物資）

第4条 甲が乙に供給及び運搬を要請する災害時の物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベット
- (2) 段ボール製間仕切り
- (3) その他、甲が指定する物資

（供給物資の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、物資供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに提出するものとする。

（物資供給の報告）

第6条 乙は、第3条の規定により、甲からの要請事項を実施した時は、実施後速やかに実施状況を物資供給報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の搬入等）

第7条 物資の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

- 2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段により運搬するものとする。
- 3 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両について、円滑に通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第3条及び第7条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、乙が提出する物資供給報告書に基づき、災害発生直前における各物資及び運搬等に係る適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、前条の規定により乙より請求があったときは、速やかにこれを支払うものとする。ただし、甲に予算措置が必要な場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日から効力を有するものとし、当該年度の年度末をもって終了する。

- 2 前項の協定期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年5月18日

甲 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050番地
坂 城 町 長 山 村 弘

乙 長野県埴科郡坂城町大字中之条1010番地
長野県協同紙工業株式会社
代表取締役社長 山 口 俊 彦

資料18-22 電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定

長野市（以下「甲1」という。）、須坂市（以下「甲2」という。）、千曲市（以下「甲3」という。）、坂城町（以下「甲4」という。）、小布施町（以下「甲5」という。）、高山村（以下「甲6」という。）、信濃町（以下「甲7」という。）、小川村（以下「甲8」という。）、飯綱町（以下「甲9」といい、9市町村を総称して「甲等」という。）と長野日産自動車株式会社（以下「乙1」という。）及び日産プリンス長野販売株式会社（以下「乙2」といい、乙1及び乙2を総称して「乙等」という。）並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給、脱炭素社会の実現に向け、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

- 第1条 この協定は、甲等に災害対策基本法第2条第1号（昭和36年法律第223号）に規定する災害や大規模停電等が発生したとき、または発生するおそれがある場合等（以下「災害時等」という。）において、甲等が乙等及び丙の協力を得て、電力不足が想定される甲等指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）に加え、甲等が所有する電気自動車を非常用電源として活用できる体制を構築することにより、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、必要な事項を定める。
- 2 平常時においても、脱炭素社会の実現に向け、甲等、乙等及び丙が共に電気自動車の有用性を広く世間に周知するとともに、充電スタンドの整備など、電気自動車の利用環境を向上することを目的として、必要な事項を定める。

（協力要請）

- 第2条 災害時等により、甲等に避難所等が開設された場合において、甲等が電力供給のための電気自動車、外部給電に必要な機器及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）を必要とする場合は、甲等は、乙等のいずれかに対し、「協力要請書」（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、甲等から乙等に電話等により要請し、甲等は事後速やかに乙等に「協力要請書」（様式第1号）を提出するものとする。

（協力）

- 第3条 乙等は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙等の所有する電気自動車及び外部給電に必要な機器を甲等に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙等から甲等に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」といい、貸与車両及び外部給電に必要な機器を併せて、以下「貸与車両等」という。
- 2 乙等は、前項に基づく貸与に併せて、乙等の指定する日時及び場所において、乙等の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使

用料については、原則無償とする。

- 3 貸与車両等の貸与期間（以下「貸与期間」という。）及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として開始日から1週間とし、甲等が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、当事者間で協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第4条 乙等は、原則として乙等の指定する日時及び場所で貸与車両等を甲等に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両等を甲等に使用させるものとする。

（貸与時の残充電）

第5条 乙等は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

- 2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙等が無償で提供する。

（電気自動車の移動）

第6条 貸与車両等に関する乙等の営業所又は保管管理場所等と甲等の避難所等との間の移動は、原則として甲等の責任において行うものとする。ただし、甲等により移動が困難な場合は、甲等と乙等が協議し、乙等が行うものとする。

（報告）

第7条 乙等は、第2条の規定による甲等からの要請に伴い、貸与車両等を甲等に引渡した場合は、甲1に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに「災害時等における貸与報告書」（様式第2号）を、貸与車両等を引渡した甲等に提出するものとする。

（管理等）

第8条 甲等は、貸与車両等を原則として貸与された市町村において管理、使用するものとし、貸与期間中、善良なる管理者の注意義務をもって貸与車両等を保管・管理しなければならない。なお、その他の具体的な管理方法・取り扱いは、貸与された甲等と乙等間での協議により取り決める。

- 2 甲等は、充電スタンドを乙等より提示される使用条件に従って使用するものとする。
- 3 前2項の規定に違反し、甲等の責に帰すべき事由により、貸与車両等又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲等は乙等に対しその損害を賠償するものとする。
- 4 帰責事由が不明な場合には、甲等、乙等及び丙が協議の上、賠償にあたるものとする。

（補償）

第9条 貸与期間中の事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、甲等が、補

償責任を負うものとする。ただし、自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

(自動車保険の扱い)

第10条 乙等は、貸与車両の貸与にあたり乙等の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲等は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙等へその旨を連絡し、乙等の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙等の負担とする。ただし、甲等の故意又は過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲等の負担とする。

(返却)

第11条 甲等は、通常損耗を除いた部分について、原状に復した上で、貸与車両等を乙等に返却するものとする。

2 貸与車両等の返却時期及び場所については、甲等及び乙等が協議の上、決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第12条 甲等は、貸与車両に外部給電器を接続して使用する場合（医療機器等の使用を含む。）、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲等が損害を被った場合であっても、乙等及び丙は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第13条 乙等は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、電力供給に必要な範囲において、甲等に提供するものとする。

2 丙は電気自動車等の普及促進に資する情報を、甲等に提供するものとする。

(自治体間の連携について)

第14条 電気自動車等を所有する甲等は、災害時等に使用可能な電気自動車等の情報を甲1に提供し、甲1は、甲等に対し、その情報を共有するものとする。

2 災害時等において、前項に規定する電気自動車等を、貸与する場合、甲等間で協議の上、実施するものとする。

(連絡調整)

第15条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲等、乙等及び丙があらかじめ「連絡調整者名簿」（第3号様式）により指定した者が行う。なお、甲等、乙等及び丙は当該名簿

により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第16条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲等、乙等及び丙は、年1回以上、意見交換又は協議等を行うものとする。

(広報活動)

第17条 甲等、乙等及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 乙等及び丙は、甲等が主催するイベントにおいて、電気自動車の普及を目的とした電気自動車の展示及び実演による電気自動車からの電力供給を行う場合は、必要に応じて協力を行うものとする。

3 前項に規定する協力内容はイベントの都度、甲等、乙等及び丙が別途協議して定める。

4 第2項に規定するイベントへの協力に要する費用は、原則として乙等の負担とする。

5 甲等、乙等又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に甲1、乙等及び丙と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第18条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲等、乙等又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第19条 甲等、乙等及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(不可抗力免責)

第20条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第21条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲等、乙等及び

丙が協議して定めるものとする。

(全21条)

この協定の締結を証するため、本協定書12通を作成し、甲等、乙等、丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年2月17日

甲 1 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市
長野市長 加藤久雄

甲 2 長野県須坂市大字須坂1528番地 1
須坂市
須坂市長 三木正夫

甲 3 長野県千曲市杭瀬下二丁目 1 番地
千曲市
千曲市長 小川修一

甲 4 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050番地
坂城町
坂城町長 山村弘

甲 5 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地 2
小布施町
小布施町長 桜井昌季

甲 6 長野県上高井郡高山村大字高井4972番地
高山村
高山村長 内山信行

甲 7 長野県上水内郡信濃町大字柏原428番地 2
信濃町
信濃町長 横山正知

甲 8 長野県上水内郡小川村大字高府8800番地 8

小川村

小川村長 染 野 隆 嗣

甲 9 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地 1

飯綱町

飯綱町長 峯 村 勝 盛

乙 1 長野県長野市川合新田3616番地 1 号

長野日産自動車株式会社

代表取締役社長 富 田 信

乙 2 長野県上田市材木町一丁目16番17号

日産プリンス長野販売株式会社

代表取締役社長 金 井 正 幸

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 1 号

日産自動車株式会社

理事 神 田 昌 明

資料18-23 危機発生時等の支援活動に関する協定書

坂城町（以下「甲」という。）と坂城町商工会（以下「乙」という。）とは、甚大な被害が生ずる危機が発生した際（以下「危機発生時」という。）の各種協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、坂城町における危機発生時、次の事項について甲が乙に要請することにより、乙が甲に対し協力することを定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、坂城町における危機発生時の支援活動・復旧活動が甲のみでは十分に実施できないときは、乙に対して協力を要請できるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲の要請は、「商工会との役割分担、支援、協力内容」（別表）に記載された事項を示し、原則として「危機発生等協力要請書」（様式第1号）にて行うものとする。ただし、急を要する事態等の場合、電話又はファックス等で要請し、その後、速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

(1) 要請理由 (2) 要請内容 (3) 要請期間 (4) その他必要事項

（要請の拒否）

第4条 乙は、甲の要請を受けるとき、危機発生現場の状況により二次災害の恐れ、若しくは人命に重大な危険が及ぶと考えられると判断した場合、その要請を拒否することができるものとする。

（報告）

第5条 乙が、甲の要請に応じその業務に従事した時は、次に掲げる事項を記載した「危機発生時等協力活動報告書」（様式第2号）をもって甲に報告するものとする。

(1) 協力を要した機材、資材、消耗品の数量及び従事者名簿

(2) 使用した施設の場所及び使用日数

(3) その他、甲の要請により乙が提供又は従事した業務に係る事項

（経費の負担）

第6条 機材、資材、消耗品並びに施設の使用料等、協力を要した経費は甲が負担するものとする。

2 前項における費用は、甲乙協議の上、甲が算出した額とする。

（経費の請求）

第7条 乙は、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があった場合は、30日以内に乙が指定する先に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 甲乙は、危機発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平時から協力体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。また、甲乙の担当者同士の連絡を平時から行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては災害対策本部長、乙にあつては、商工会長とする。ただし、連絡が取れない場合は甲乙ともにその職員が代理を務めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定の効力は、締結の日から起算して1年とする。ただし、甲又は乙のいずれも異議がない時は、さらに1年更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

2 甲又は乙が協定を更新しない場合は、この協定が満了する日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に対し文書をもって更新しない旨の通知をするものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項が生じた時は、その都度、甲乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

(実施日)

第13条 この協定は、協定締結日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年1月25日

甲 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050

坂城町長 山 村 弘

乙 長野県埴科郡坂城町大字坂城10051

坂城町商工会長 関 戸 啓 司

商工会との役割分担、支援、協力内容 (別表)

	商工会への要請事項	坂城町が担う役割
災害から数日間	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の安否確認 ・備蓄品の供給 ・備品の貸し出し ・被災者の受け入れ ・炊き出し ・被害者の要望確認 ・救出活動を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援活動の支援 ・救援備品の貸し出し ・炊き出し備品の供給 ・被災者の受け入れ
数日後から約一か月後	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の安否を継続的に確認 ・支援物資、避難所情報提供 ・商工会業務インフラの被害状況確認 ・事業者の被害状況の確認調査 ・事業者への被害状況報告 ・県連へ被害状況確認 ・県連、行政への被害状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資・避難所の提供 ・被災者の相談
約一か月後から二か月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の被害状況の継続確認 ・事業所存続、廃業の経営関係相談 廃業、解雇相談 ・支援金、補助金等の紹介や申請支援 ・県連、行政への被害状況継続報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資・避難所の提供 ・被災者の相談
約二か月後以降	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所存続、廃業の経営関係相談 廃業、解雇相談 ・支援金、補助金等の紹介や申請支援 ・融資相談 ・県連、行政への被害状況継続報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援金、補助金等の紹介や申請支援

資料18-24 災害に係る情報発信等に関する協定

坂城町（以下「町」という）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、町が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ町の行政機能の低下を軽減させるため、町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 町が、町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 町が、町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 町が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 町が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 町が、町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞ

れの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、町から提供を受ける情報について、町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2022年1月31日

町：長野県埴科郡坂城町大字坂城10050

坂城町長 山 村 弘

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健太郎

資料18-25 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

坂城町（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂城町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に救援物資の要請をするときは、書面により通知するものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日書面を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和5年3月31日までとする。但し、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年2月1日

甲 長野県坂城町大字坂城10050番地
坂城町長 山 村 弘

乙 柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長 妻 貴 嗣

資料18-26 災害時における応急対策業務に関する協定

坂城町長（以下「町長」という。）と長野県建設業協会更埴支部長（以下「支部長」という。）とは、地震や風水害等による災害における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震や風水害等による災害における坂城町が実施する応急対策業務（以下、「応急対策業務」という。）に関して、支部長に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 応急対策業務は、町長が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去、または町長が災害現場での応急対策を行う必要があると認める業務等とする。

（協力要請）

第3条 町長は、他地域の建設企業の協力が必要な応急対策業務や、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、町長が災害現場での応急対策を行う必要があると認めるときは、支部長に協力を要請することができる。

2 支部長は、町長から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 支部長が実施する応急対策業務の費用は実費弁償とし、町長及び支部長が協議して定めるものとする。

（連絡体制）

第5条 町長と支部長は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 町長は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第6条 町長は、第3条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めるときは、支部長に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

- 2 町長は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。
- 3 支部長は、第1項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を町長に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、支部長は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

(業務の実施)

第7条 支部長から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

- 2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を支部長に報告し、支部長は各会員の報告をとりまとめて町長に報告するものとする。

(業務の指示)

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、町長が原則書面により支部長に指示し、支部長及び会員はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、町長は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

(業務の報告)

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに支部長に報告し、支部長は各会員の報告をとりまとめて町長に報告するものとする。

(請負契約)

第10条 町長と支部長または会員は、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

- 2 支部長または会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

(損害補償)

第11条 請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

- 2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、町長と支部長が協議

して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は協定締結日から令和4年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、町長、支部長のいずれかが文書による意思表示をしないときは、1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、町長と支部長が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年2月1日

坂 城 町

坂 城 町 長 山 村 弘

一般社団法人長野県建設業協会更埴支部

支 部 長 中 沢 栄 一

飲料水供給関係

資料19 飲料水供給場所一覧表

番号	施設名	住所	番号	施設名	住所
1	鼠公民館	南条276	11	南日名公民館	坂城4549-3
2	南条小学校	南条2036	12	北日名公民館	坂城3075-1
3	入横尾公民館	南条3764	13	坂城小学校	坂城6228
4	旧南条保育園跡地	南条4745	14	新町公民館	坂城1067-1
5	中之条公民館	中之条1341	15	苜屋原公民館	坂城296-1
6	坂城町文化センター	中之条2468	16	上五明公民館	上五明733-1
7	J Aちくま南部営農センター	坂城9333-1	17	網掛公民館	網掛564-4
8	老人福祉センター	中之条2225	18	小網公民館	上平2229-1
9	坂城高等学校	坂城6727	19	村上小学校	上平1428-1
10	中心市街地コミュニティセンター	坂城6388	20	月見区集会所	網掛900-13

※番号2、6、13にはあんしんの蛇口を設置

資料20 防災の対象となる水道施設

水道名	管理者	水源地	配水池
長野県営水道	県企業局 0268-22-2110	上田市小牧	上田市諏訪形

資料21 県企業局・配水池貯水量

名称	貯水量(t)	名称	貯水量(t)
上田市諏訪形配水池	1,150	南日名配水池	111
第1配水池(坂高上)	3,220	御所沢配水池	150
中之条配水池	2,592	葛尾配水池	330
入横尾配水池	270	第2配水池(大宮)	430
鼠団地配水池	25(休止)	網掛配水池	1,000
新地団地配水池	55(休止)	村上配水池	215

感染症予防、衛生関係

資料22 ゴミ収集委託業者一覧表

	業者名	代表者	住所	電話番号
可燃物	千曲資源リサイクル事業協同組合	代表理事 田中義明	千曲市大字屋代 2384番地1	026-273-8813
不燃物				
資源ごみ				

資料23 し尿収集業者一覧表

業者名	代表者	住所	電話番号
(株)アクティブ	渡辺東吉	坂城1031	82-3675

医療・助産・救護関係

資料24 医療機関等一覧表

医療機関名	診療科目	所在地	医師名	電話番号
武市医院	内科、外科、循環器科、消化器科、皮膚科	大字中之条2525	武市 耕 武市美保子	82-2606
松尾医院	内科	大字坂城6322-1	松尾賢治	82-2013
いろかわ医院	内科、小児科	大字坂城10096-6	色川正彦	82-2143
村上堂大井クリニック	内科、外科、消化器内科、肛門外科	大字網掛1545-1	大井悦弥	81-3131
東信よしだ内科・リウマチ科	内科、消化器科、リウマチ科、整形外科	大字上五明643-2	秋山陽一郎 吉田智彦	81-1330
さかき生協診療所	内科、小児科、循環器科	大字中之条1032-1	矢部 潔	82-0101
こうだ内科	内科、循環器内科、糖尿病内科	大字南条842-2	甲田 隆	75-7887
国立病院機構長野病院 (独)国立病院機構 信州上田医療センター	内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・内分泌代謝内科、腎臓内科、血液内科、緩和ケア内科、心療内科、リウマチ科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺内分泌外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、放射線科、麻酔科、病理診断科	上田市緑が丘 1-27-21	藤森 実	22-1890
上田市内科・小児科 初期救急センター	内科、小児科	上田市緑が丘 1-27-21	塚原光典	15歳以下 小児科： 21-2233 16歳以上 内科： 21-2280
上山田病院	内科、整形外科、歯科、リハビリテーション科、婦人科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、総合診療科	千曲市上山田町温 泉3-34-3	吉本敬一	026-275- 1581
あかいけ歯科クリニック	歯科	大字南条7063-1	赤池正宏	81-3377
近藤歯科医院	歯科	大字中之条1104	近藤修司	82-5121
つかだ歯科クリニック	歯科	大字坂城6765	塚田周平	82-6988
小宮山歯科医院	歯科	大字坂城6385	小宮山能康	82-2029
宮原歯科医院	歯科	大字網掛3168-1	宮原友和	82-8711

資料25-1 災害用医薬品目リスト

分類	薬効	一般名（同等品可）
内服薬	睡眠導入剤	ゾルピデム酒石酸塩
	解熱鎮痛剤	アセトアミノフェン
		ロキソプロフェンナトリウム
	抗不安剤	ジアゼパム
	消化器用剤（鎮痙剤）	ブチルスコポラミン臭化物
	消化器用剤（PPI）	オメプラゾール
	消化器用剤（制吐剤）	ドンペリドン
	消化器用剤（止瀉剤）	ロペラミド塩酸塩
	消化器用剤（下剤）	酸化マグネシウム
	抗菌剤、抗生物質	レボフロキサシン
		アモキシシリン
		セフカペンピボキシル塩酸塩
	抗ウイルス剤	オセルタミビルリン酸塩
	循環器用剤（降圧剤）	アムロジピン
	冠血管拡張剤	ニトログリセリン
	抗ヒスタミン剤	ロラタジン
	ホルモン剤	プレドニゾロン
	糖尿病用剤	シタグリブチン
	抗パーキンソン剤	レボドパ/カルビドパ
注射薬	局所麻酔剤	キシロカイン塩酸塩
	交感神経刺激剤	エピネフリン
	利尿剤	フロセミド
	副腎皮質ホルモン剤	デキサメタゾン
	消化器用剤（鎮痙剤）	ブチルスコポラミン臭化物
	抗生物質	セフトリアキソンナトリウム
	輸液	低張性電解質液（維持液・3号液）
	生理食塩水	生理食塩水
	外用薬	局所麻酔剤
抗生物質（外皮用剤）		ゲンタマイシン硫酸塩
熱傷治療剤		ジメチルイソプロピルアズレン
消炎鎮痛剤（貼付剤）		ロキソプロフェンナトリウム
消炎鎮痛剤（坐薬）		ジクロフェナクナトリウム
		アセトアミノフェン（小児用）
消毒剤		クロルヘキシジングルコン酸塩
		エチルアルコール
		塩化ベンザルコニウム等 手指消毒剤
		ポピドンヨード
		次亜塩素酸ナトリウム
含嗽剤		ポピドンヨード
合成抗菌剤（点眼剤）		レボフロキサシン
洗浄用生理食塩水		生理食塩水
皮膚保護剤		白色ワセリン

資料25-2 災害用衛生材料品目リスト

品目（同等品可）	規格・単位（同等品可）
絆創膏（粘着性伸縮包帯を含む）	巾12～50mm×長さ9m程度
救急絆創膏（ドレッシング材を含む）	パッド吸収部サイズ4×6cm以下
滅菌ガーゼ	30cm×30cm
	7.5cm×10cm
カット綿	3～5cm四方 500g
清浄綿（酒精綿）	エタノール80%又はイソプロパノール70%含浸
三角巾	大
伸縮包帯	巾5～10cm×長さ5m程度
伸縮ネット包帯	巾10～50mm×長さ20m程度
プラスチックプリント材	腕用（M）副木
	足用（L）副木
マスク	サージカルマスク（ひも、耳かけ問わず）
ディスポ手袋（滅菌品）	（双）プラスチック、ラテックス又はニトリル
ディスポ手袋（未滅菌品）	（枚）プラスチック、ラテックス又はニトリル
輸液セット	針（21～23G、翼状針・留置針含む）付き、輸液セットと針は別でも可
小児用ディスポ針	針（24Gより細かいもの、翼状針・留置針含む）
ディスポーザブル注射器	1mL
	10mL
	20mL
ディスポーザブル注射針	18G
	22G
ディスポーザブル翼状針	21～23G
使い捨て舌圧子	滅菌済
使い捨てピンセット	滅菌済

資料26 緊急用血清及びワクチンの主な保管場所

区分	保管場所	住所	連絡先
乾燥まむしウマ抗毒素	長野県健康福祉部 薬事管理課	長野市大字南長野字幅下 692-2	(昼)026-232-0111 (夜)同 上
	長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1	(昼)026-223-2131 (夜)同 上
	上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内	(昼)0268-23-1260 (夜)同 上
乾燥抗破傷風人免疫グ ロブリン	アルフレッサ(株)長野支店	長野市稲里町中央4-4-12	(昼)026-232-0111 (夜)警備保障 026-227-8588
	(株)信防エディックス	長野市アークス13-5	(昼)026-228-4161 (夜)警備保障 026-228-5720
乾燥ボツリヌスウマ抗 毒素 (E型)	長野県健康福祉部 薬事管理課	長野市大字南長野字幅下 692-2	(昼)026-232-0111 (夜)同 上
乾燥ボツリヌスウマ抗 毒素 (A B E F型)	長野県健康福祉部 薬事管理課	長野市大字南長野字幅下 692-2	(昼)026-232-0111 (夜)同 上
乾燥ガスえそウマ抗毒 素	長野県健康福祉部 薬事管理課	長野市大字南長野字幅下 692-2	(昼)026-232-0111 (夜)同 上
血液製剤	長野県赤十字血液セン ター	長野市稲里町田牧1288-1	(昼)026-214-8070 (夜)同 上
その他のワクチン	<ul style="list-style-type: none"> コレラワクチン 乾燥痘そうワクチン 乾燥細胞培養痘そうワクチン 乾燥痘そうワクチン 乾燥細胞培養不活性化狂犬病ワクチン 乾燥ジフテリアウマ抗毒素 		<p>※県には保管していないの で必要な場合は、県健康 福祉部薬事管理課へ連絡 する。 026-232-0111</p>

建設機材等調達関係

資料27 町内建設業者一覧表

業者名	代表者名	住所	電話番号
(株)竹内組	竹内敏正	上平1402	82-2231
(株)関口建設	関口 守	南条4730-1	82-2677
(有)山辺建工	山辺繁雄	上平1395-5	82-7605
(株)笠井建設	笠井識敬	坂城6048-3	82-3293
(有)幸栄建設	吉岡 正	南条1004	82-3206
協同設備(株)	鈴木好明	中之条993-7	82-5770
中信建設(株)坂城営業所	藤城治義	坂城10060-2	82-0213
富士建設(株)坂城営業所	高野貴博	坂城6771	82-0172

情報通信関係

資料28 非常無線通信機関一覧表

名 称	所在地	電話番号
千曲警察署	千曲市大字粟佐1548-1	026-272-0110
千曲坂城消防組合消防本部	千曲市大字磯部1221	026-276-0119
千曲坂城消防組合坂城消防署	大字中之条1126-1	82-0119
ひしこタクシー	大字坂城10088-3	82-2818

資料29 報道機関一覧表

名 称	所在地	電話番号
信濃毎日新聞社	長野市南県町657	026-236-3000
朝日新聞長野支局	長野市栗田989-1	026-223-7000
毎日新聞長野支局	長野市新田町1508-2	026-234-2175
読売新聞社長野支局	長野市鶴賀上千歳1159	026-234-4311
更埴新聞社	千曲市桜堂19-8	026-272-3965
長野県庁会見場	長野市南長野幅下692-2	026-232-0111
NHK長野放送局	長野市稲葉210-2	026-291-5200
NBS長野放送	長野市岡田町131-7	026-227-3000
SBC信越放送	長野市問御所町1200	026-237-0500
ABN長野朝日放送	長野市栗田989-1	026-223-1000
TSBテレビ信州	長野市若里1-1-1	026-227-5511
上田ケーブルビジョン	上田市中央6-12-6	0268-23-1600
長野エフエム放送（FM長野）長野支社	長野市南千歳1-10-6	026-224-6088
ながのコミュニティ放送（FMぜんこうじ）	長野市新田町1485-1	026-225-8800

交通輸送関係

資料30 災害対策用物資輸送拠点・ヘリポート一覧表

1 物資輸送拠点

施設の名称	管理者	所在地	電話番号	備考
坂城町体育館	坂城町教育長	大字中之条2468	82-2069	

2 ヘリポート

(1) 拠点ヘリポート

複数の機体が同時に使用できる広さを持ち、かつ他の応急対策と競合しない施設を選定してあるので、ヘリポートとしての確保に努める。

施設の名称	管理者	所在地	面積	備考
坂城町運動公園 グラウンド	坂城町教育長	大字上五明1576	20,000m ²	

(2) ヘリポート

避難所等の他の応急対策とできるだけ競合しない施設を選定してあるので、状況に応じてヘリポートとしての確保に努める。

名称	所在地	電話	面積m ²	周辺状況	備考
南条小学校グラウンド	南 条	82-3141	6,380	校舎及び民家	
坂城中学校グラウンド	中之条	82-3080	13,060	〃	
坂城小学校グラウンド	坂 城	82-3161	10,127	〃	
村上小学校グラウンド	上 平	82-2228	11,201	〃	
坂城高等学校グラウンド	坂 城	82-2112	11,640	〃	

資料31 災害時における緊急通行車両の確認（長野県公安委員会が行う場合）

災害時交通規制を実施している県内の区域若しくは道路の区間又は他の災害時交通規制を実施している他の都府県に向かう緊急通行車両の確認に関する事務は次により処理するものとする。

- 1 緊急通行車両の確認について申出のあったときは、申出者に緊急通行車両確認申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を提出させ、緊急通行車両確認の基準（別記）により、申出の内容を審査すること。この場合において、緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）により確認の申出があったときは、申出書に代えて届出済証の提出を受け、審査を省略すること。
- 2 審査の結果、緊急通行車両と認められる場合及び届出済証による申出のあった場合は、緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則第3条に規定する様式第3。以下「証明書」という。）に必要事項を記載して標章（災対法施行規則第3条に規定する様式第2）とともに車両1台ごとに交付すること。ただし、緊急通行車両と認められない場合は、申出者にその理由を告知すること。
- 3 証明書及び標章の交付に際しては、次の事項を指導すること。
 - (1) 証明書は、当該車両に備え付けておくこと。
 - (2) 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
 - (3) 警察官から通行に関する指示を受けたときはこれに従うこと。
 - (4) 証明書及び標章は、用済後廃棄し、他人に与えないこと。
- 4 緊急通行車両と認められる車両であっても道路交通法（昭和35年法律第105号）第56条又は第57条の許可を要するものについては、所定の手続きにより許可証を交付すること。
- 5 緊急通行車両確認の適正を図るため、緊急通行車両確認（証明書・標章交付）簿（様式第2号。以下「確認簿」という。）を備え付け、申出書及び届出済証の受理並びに証明書及び標章交付の状況を明らかにしておくこと。

なお、申出書は受理順に編冊し、緊急通行車両として認めない処分をしたものは、「却下」と申出書の欄外に朱書しておくこと。
- 6 緊急通行車両の通行に支障をきたさないようにするため、災害時交通規制の検問所においても申出書、証明書、標章及び確認簿の別冊を配備し、警察官に1、2、3の要領に準じ、迅速的確に確認事務を代行させること。

別記

緊急通行車両確認の基準

次のいずれにも該当する車両を緊急通行車両として認めるものとする。ただし、災害の規模、道路交通事情の変化等によって別に指示を受けた場合は、指示された事項によって確認するものとする。

- 1 災害応急対策（災害対策基本法第50条1項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。）に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の次に掲げる事項を行う車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）
 - (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (5) 施設及び設備（交通、通信、電気、ガス、水道等）の応急の復旧に関する事項
 - (6) 清掃、感染症予防その他の保健衛生に関する事項
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) (1)から(8)に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(様式第1号)

年 月 日	
緊急通行車両確認申出書	
長野県公安委員会殿	
氏 名 ⑩	
番号標に表示されている 番号	
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）	
使 用 者	住 所 氏 名 () 局 番
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

資料32 緊急輸送車両確認事務処理要領

(知事が行う場合)

(趣旨)

第1 この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定により知事が行う緊急輸送車両の確認の処理について必要な事項を定めるものとする。

(緊急輸送車両の確認)

第2 緊急輸送車両の確認は、車両の使用者の申出により、所轄地域振興局長が行う。ただし知事が特に必要であると認める場合に限り、知事もまた確認を行うことがある。

(確認の基準)

第3 緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号の一に該当する車両とする。

- (1) 災害応急対策（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。）に従事する者を緊急輸送しようとする車両
- (2) 災害対策に必要な物資を緊急輸送しようとする車両
- (3) その他 応急対策を実施するために緊急輸送をしようとする車両

(確認の申出)

第4 第2の申出は、緊急輸送車両申出書（様式第1号）による。

(即時確認の原則)

第5 緊急輸送の確認は、申出のつど行うものとする。

(標章および証明書の交付)

第6 緊急輸送車両の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第3条の規定による標章（別記様式）および緊急輸送車両確認証明書（以下「標章等」という。）を交付する。

(事務処理の方法等)

第7 緊急輸送車両の確認および標章等の交付は、緊急輸送車両確認伺簿（様式第2号）により処理するものとし、同簿にそのてん末を明らかにしておくものとする。

(報告)

第8 地域振興局長は、同一の災害に係る緊急輸送車両の確認事務が終了したときは、その状況を、緊急輸送車両確認事務処理状況報告書（様式第3号）によりとりまとめ、消防防災課長に報告しなければならない。

(様式第1号)

年 月 日			
緊急輸送車両確認申出書			
長野県知事殿			
氏名 ㊟			
輸送目的			
番号標に表示されている番号			
輸送人員 または品名			
使用者	住所		
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	経由地	目的地
備考			

(様式第2号)

緊急輸送車両確認伺簿

所長 (課長)	副所長 (課長補佐)	係長	事務 担当者	申出人住所 氏名	処 理 内 容				交付 番号	処 理 経 過		
					車両番号	輸送人員 品名	輸送目的	目的地		申出月日	決裁月日	施行月日

2340 [坂城防]

資料編

(備考) 却下処分を伺うときは「交付番号」欄に「却下」と記入する。

(様式第3号)

緊急輸送車両確認事務処理状況報告書

(災害分)

地第 号 年 月 日 危機管理・消防防災課長 殿 地域振興局長 印		
処理の種別	申出数 (A + B)	
	却下数 (A)	
	確認数 (B)	
確認車両数 (B) (目的別) の内訳	警報発令等関係車	
	消防、水防関係車	
	災害救助関係車	
	応急教育関係車	
	施設等応急復旧関係車	
	清掃、防疫関係車	
	警察関係車	
	その他	
備考		

(備考) 「却下数」には申出の取下数を含めること。

別記様式



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

防災関係機関及び組織関係

資料33 防災関係機関一覧表

1 県及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	郵便番号
長野県庁	長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111	380-8570
秘書課	〃	026-232-2002	〃
危機管理防災課	〃	026-235-7184	〃
総合政策課	〃	026-235-7013	〃
人事課	〃	026-235-7137	〃
財政課	〃	026-235-7039	〃
財産活用課	〃	026-235-7043	〃
市町村課	〃	026-235-7063	〃
健康福祉政策課	〃	026-235-7091	〃
医療政策課	〃	026-235-7145	〃
感染症対策課	〃	026-235-7148	〃
環境政策課	〃	026-235-7171	〃
産業政策課	〃	026-235-7191	〃
農業政策課	〃	026-235-7211	〃
農地整備課	〃	026-235-7238	〃
森林政策課	〃	026-235-7262	〃
森林づくり推進課	〃	026-235-7272	〃
建設政策課	〃	026-235-7291	〃
道路管理課	〃	026-235-7301	〃
道路建設課	〃	026-235-7318	〃
河川課	〃	026-235-7308	〃
砂防課	〃	026-235-7315	〃
建築住宅課	〃	026-235-7339	〃
会計課	〃	026-235-7351	〃
企業局（水道事業課）	〃	026-235-7381	〃

資 料 編

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
教育委員会事務局 教育政策課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7421	380-8570
議会事務局総務課	〃	026-235-7411	〃
長野地域振興局	長野市大字南長野南県町686-1	026-233-5151	380-0836
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1	026-223-2131	380-0936
千曲建設事務所	千曲市屋代1881	026-273-1720	387-0007
千曲川流域 下水道建設事務所	長野市大字稲葉2413-11	026-224-3652	380-0911
上田水道管理事務所	上田市諏訪形613	0268-22-2110	386-0032
北信教育事務所	長野市大字南長野南県町686-1	026-233-5151	380-0836
農業農村支援センター	〃	026-233-5151	〃
中央児童相談所	長野市若里7-1-7	026-238-8010	380-0872
長野家畜保健衛生所	長野市安茂里米村1993	026-226-0923	380-0944

2 警察関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
長野県警察本部	長野市大字南長野字幅下692-2	026-233-0110	380-8510
〃 千曲警察署	千曲市栗佐1548-1	026-272-0110	387-0006
〃 坂城町交番	坂城町坂城9474-5	0268-82-2008	389-0601

3 自衛隊関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
陸上自衛隊 松本駐屯地 第13普通科連隊	松本市高宮西1-1	0263-26-2766	390-0844
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町1108	026-233-2108	380-0846

資 料 編

4 指定地方行政機関及び現地機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	郵便番号
関東財務局 長野財務事務所	長野市旭町1108	026-234-5123	380-0846
中部森林管理局	長野市栗田715-5	026-236-2720	380-8575
関東農政局 長野県拠点	長野市旭町1108	026-233-2500	380-0846
北陸信越運輸局 長野運輸支局	長野市西和田1-35-4	026-243-4384	381-8503
長野地方气象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-2738	380-0801
信越総合通信局（総務課）	長野市旭町1108	026-234-9962	380-8795
長野労働局（監督課）	長野市中御所1-22-1	026-223-0553	380-8572
関東地方整備局 長野国道事務所	長野市鶴賀145	026-264-7001	380-0902
〃 上田出張所	上田市踏入2-16-33	0268-22-2737	386-0017
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	長野市鶴賀74	026-227-7611	380-0903
〃 戸倉出張所	千曲市戸倉2222	026-275-0133	389-0804

5 指定公共機関及び現地機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	郵便番号
日本郵便(株)信越支社	長野市栗田801	026-231-2211	380-8797
日本郵便(株)信越支社 （坂城・南条郵便局）	坂城町大字坂城6350-1	0268-82-2042	389-0699
東日本旅客鉄道(株)長野支社	長野市栗田源田窪992-6	026-226-7555	380-0921
日本貨物鉄道(株) 関東支社長野営業所	長野市栗田1010-1	026-234-7230	380-0921
東日本電信電話(株) 長野支店	長野市南長野1137-5	026-225-4404	380-0835
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 長野支店	長野市上千歳町1112-1	026-291-7170	380-8536
KDDIまとめてオフィス中 部(株)ソリューション長野支店	長野市南千歳1-12-7	0800-777-7051	380-0823
日本銀行松本支店	松本市丸の内3-1	0263-34-3500	390-0873
日本赤十字社 長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073	380-0836

資 料 編

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
日本放送協会 長野放送局	長野市稲葉210-2	026-291-5200	380-8502
日本通運(株)長野支店	長野市中御所3-2-15	026-229-0204	380-0935
中部電力パワーグリッド(株) 上田営業所	上田市中央1-7-29	0120-984-536	386-8705
東日本高速道路(株) 長野管理事務所	長野市松代町東寺尾1195-2	026-278-7701	381-1225

6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
信越放送(株)	長野市問御所町1200	026-237-0500	380-8521
(株)長野放送	長野市岡田町131-7	026-227-3000	380-8633
(株)テレビ信州	長野市若里1-1-1	026-227-5511	380-8555
長野朝日放送(株)	長野市栗田989-1	026-223-1000	380-8550
長野エフエム放送(株)	松本市1-13-5	0263-33-4400	390-0814
しなの鉄道(株) (坂城駅・テクノさかき駅)	上田市常田1-3-39	0268-21-4700	386-0018
	坂城町坂城101-1 (坂城駅)	0268-82-2070	389-0601
	坂城町南条4910-5(テクノさかき駅)	0268-82-0098	389-0603
埴科土地改良区	千曲市屋代1881	026-273-1237	387-0007
千曲医師会	千曲市桜堂570-1	026-272-3011	387-0012
埴科歯科医師会	千曲市小島3145-1	026-273-2170	387-0013
坂城町社会福祉協議会	坂城町中之条2225	0268-82-2551	389-0602
坂城町日赤奉仕団	社会福祉協議会内	〃	〃

資料編

7 公共的団体等

機 関 名	所 在 地	電話番号	郵便番号
上田ケーブルビジョン(株)	上田市中央6-12-6	0268-23-1600	386-0012
ながの農業協同組合本所	長野市中御所岡田町131-14	026-224-0550	380-0936
〃 坂城支所	坂城町大字坂城9333-1	0268-82-2032	389-0601
坂城町商工会	坂城町大字坂城10051	0268-82-3551	389-0601
長野森林組合更埴支所	千曲市寂蒔500-1	026-274-1004	387-0016
更埴漁業協同組合	千曲市上山田温泉2-11-3	026-275-1536	389-0821
千曲交通安全協会	千曲市栗佐1548-1	026-272-5588	387-0006
〃 坂城支部	坂城町役場住民環境課内	0268-82-3111	389-0692
坂城町防犯協会	〃	〃	〃

8 町及びその他出先機関等

機 関 名	所 在 地	電話番号	郵便番号
坂城町役場	坂城町大字坂城10050	0268-82-3111	389-0692
坂城町保健センター	〃 坂城10058-1	〃	〃
坂城町文化センター	〃 中之条2468	0268-82-2069	389-0602
坂城町公民館	〃 〃	〃	〃
坂城町武道館	〃 〃	〃	〃
坂城町立図書館	〃 中之条2425-1	0268-82-3371	〃
坂城町歴史民俗資料館	〃 中之条2426-1	〃	〃
坂城町文化の館	〃 中之条811-3	0268-82-0208	〃
坂城町食育・学校給食センター	〃 中之条2300	0268-82-2559	〃
びんくしの里都市公園 管理センター	〃 網掛3000	0268-82-0234	389-0604
(財)さかきテクノセンター	〃 南条4861-35	0268-82-0001	389-0603
テクノハート坂城協同組合	〃 〃	0268-82-0010	〃
坂城勤労者総合福祉センター	〃 南条4910-14	0268-81-1234	〃
坂城町鉄の展示館	〃 坂城6313-2	0268-82-1128	389-0601
B. I プラザさかき (文化財センター)	〃 坂城6362-1	0268-82-1109	〃
坂城中学校	〃 中之条926	0268-82-3080	389-0602
南条小学校	〃 南条2036	0268-82-3141	389-0603

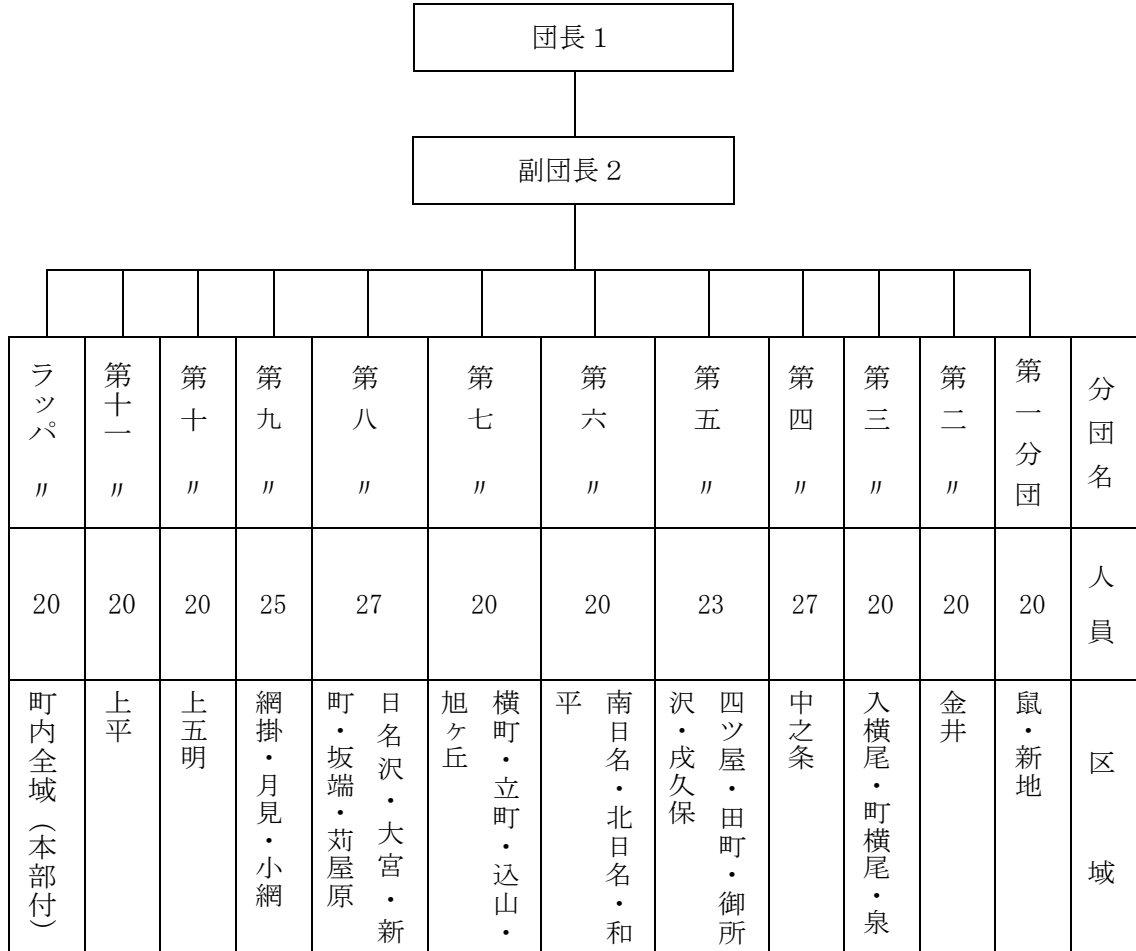
資 料 編

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
坂城小学校	坂城町坂城6227	0268-82-3161	389-0601
村上小学校	〃 上平1428-1	0268-82-2228	389-0605
南条保育園	〃 南条2003-18	0268-82-3630	389-0603
坂城保育園	〃 坂城6204	0268-82-2111	389-0601
村上保育園	〃 上平1540	0268-82-2229	389-0605
坂城町地域包括支援センター	〃 坂城10050 役場内	0268-82-3111	389-0692
坂城町老人福祉センター	〃 中之条2225	0268-82-2551	389-0602
坂城町在宅介護支援センター	〃 〃	0268-82-0333	〃
坂城町ふれあいセンター	〃 上平1334-4	0268-81-3588	389-0605
坂城町美山園 デイサービスセンター	〃 南条2725-2	0268-82-8182	389-0603
坂城町開畝共同作業センター	〃 中之条2231-1	0268-82-4000	389-0602
開畝の里ぬくもり	〃 〃	〃	〃
坂城町子育て支援センター	〃 坂城6204	0268-82-2291	389-0601
葛尾組合	〃 中之条1850	0268-82-2349	389-0602
千曲坂城消防組合消防本部	千曲市磯部1221	026-276-0119	389-0806
千曲坂城消防組合坂城消防署	坂城町中之条1126-1	0268-82-0119	389-0602

資料34 非常備消防体制の現況

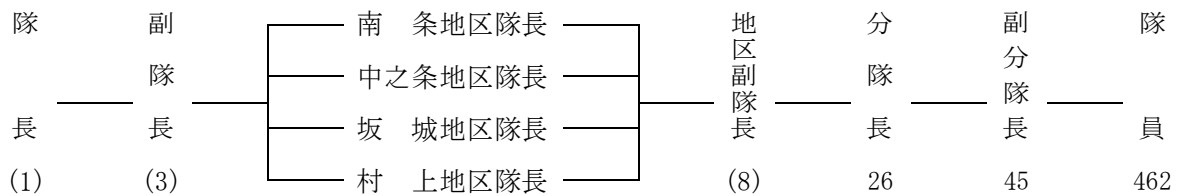
消防団の組織

(R 3. 4. 1 現在)



婦人消防隊の組織

(R 3. 4. 1 現在)



() 内は分隊長から選任

資 料 編

消防団車両・ポンプ一覧

(R 3.12.1 現在)

分団名	車 両		ポンプ		
	車種	取得年月	ポンプ名	級別	取得年月
第1分団	三菱ミニキャブ	H14.1	F F 4 5 0 Z X i	B-3	R3.9
	ダイハツハイゼット	R2.12	S F 6 5 6 Z X	B-3	H20.1
第2分団	日野デュトロ	H17.11	GM市原	A-2	H17.11
第3分団	ダイハツハイゼット	S60.12	S F 6 5 6 MG	B-3	H11.12
	スズキ	H20.1	S F 6 5 6 Z X i	B-3	H22.12
第4分団	日野デュトロ	H26.1	GM市原	A-2	H26.1
第5分団	スズキ	H21.1	S F 6 5 6 Z X i	B-3	H26.11
	ダイハツハイゼット	S61.11	S F 6 5 6 MG	B-3	H13.3
第6分団	ホンダアクティ	S59.9	S F 6 5 6 Z X	B-3	H20.12
	三菱ミニキャブ	H15.12	T F 3 0 S E S	B-3	H1.9
第7分団	日野デュトロ	H18.3	GM市原	A-2	H18.3
第8分団	三菱ミニキャブ	H12.2	S F 6 5 6 Z X	B-3	H21.12
	スズキエブリィ	H30.10	S F 6 5 5 MH	B-3	H9.12
第9分団	日野デュトロ	R3.11	GM市原	A-2	R3.11
第10分団	三菱ミニキャブ	H22.1	S F 6 5 6 Z X i	B-3	H28.10
	ダイハツハイゼット	S58.6	S F 6 5 6 MZ	B-3	H15.12
第11分団	三菱ミニキャブ	H13.2	S F 6 5 6 Z X i	B-3	H27.12
	ダイハツハイゼット	R2.2	S F 6 5 6 MG	B-3	H14.2
役 場	三菱キャンター	H10.12	三菱キャンター	A-2	H10.11
	ニッサンクリッパー	H26.12	T F 3 5 M E S	B-3	H5.2

資料35 火災出動計画

1 出動区分

- 第1出動 おおむね住宅1棟66㎡（約20坪）程度の火災。
- 第2出動 おおむね3棟位延焼の火災（指揮者の状況判断による）。
- 第3出動 5棟以上の火災。（全町の消防力を動員する。）
- 応援出動 火災警報発令等で延焼危険が大と予想されるとき。
- 特命出動 出動部隊の制限又は出動部隊等を補完するとき。

2 災害時の出動指令

消防本部から有線で緊急一斉放送を行ったとき出動する。

3 出動計画

坂城町

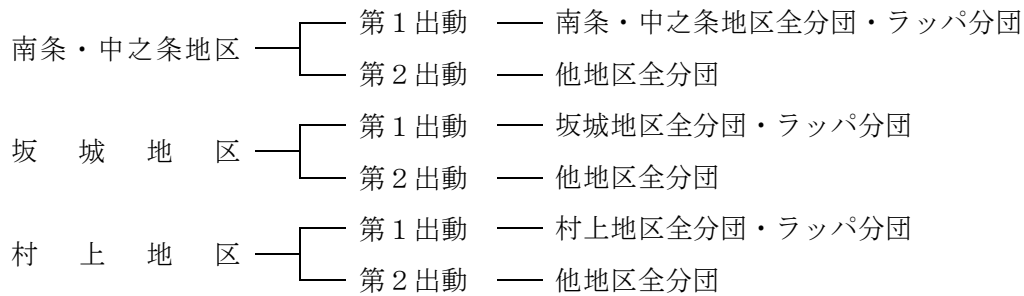
(R 3.11. 1 現在)

地区名	出動区分	出 動 別	口 数	水 利
鼠 新 地	第1出動	署 署 署 2 4 1 3	14	消火栓 28
	第2出動	署 署 7 9 5	9	貯水槽 9
金 井 南 条	第1出動	署 署 署 2 4 1 3	14	消火栓 42
	第2出動	署 署 7 9 5 6	10	貯水槽 25
町横尾 入横尾 泉 区	第1出動	署 署 署 2 4 1 3	12	消火栓 23
	第2出動	署 署 7 9 5 6	10	貯水槽 12
中之条	第1出動	署 署 署 2 4 3 5	14	消火栓 53
	第2出動	署 署 7 9 1 6	10	貯水槽 20
四ツ屋 田 町 御所沢 戌久保	第1出動	署 署 署 4 7 5 6	14	消火栓 44
	第2出動	署 署 2 9 3 8	10	貯水槽 19
南日名 北日名 和 平	第1出動	署 署 署 7 9 6 8	14	消火栓 32
	第2出動	署 署 2 4 5 10	10	貯水槽 14

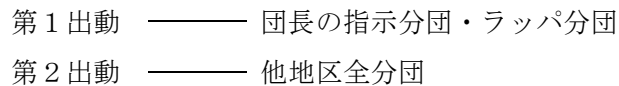
資料編

地区名	出動区分	出 動 別	口 数	水 利
横 町 立 町 込 山 旭ヶ丘	第1出動	署 署 署 4 7 5 6 8	15	消火栓 35
	第2出動	署 署 2 9 3 10 11	11	貯水槽 7
日名沢 大 宮 新 町 坂 端 苧屋原	第1出動	署 署 署 7 9 6 8	14	消火栓 36
	第2出動	署 署 2 4 5 10 11	11	貯水槽 12
網 掛 月 見 小 網	第1出動	署 署 署 2 9 10 11	14	消火栓 37
	第2出動	署 署 4 7 1 8	10	貯水槽 9
上五明	第1出動	署 署 署 7 9 10 11	14	消火栓 21
	第2出動	署 署 2 4 8	9	貯水槽 5
上 平	第1出動	署 署 署 7 9 10 11	14	消火栓 33
	第2出動	署 署 2 4 8	9	貯水槽 10

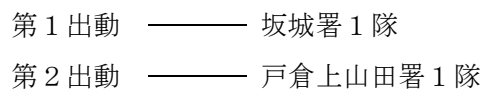
山林火災出動計画



搜索活動出動計画



署搜索活動出動計画



資料36 消防水利状況

(R 3.11. 1 現在)

種別 町別	計	消火栓				防火水そう						その他			
		小計	公設	私設	小計	公設			私設			小計	井戸	プール	貯水槽
						100m ³ 以上	40m ³ ～ 100m ³	40m ³ 未満	100m ³ 以上	40m ³ ～ 100m ³	40m ³ 未満				
坂城町	561	388	384	4	156	0	77	65	2	8	4	17		9	8

※ 防火水槽40m³未満には20m³を含まず。

資料37 坂城町自主防災組織設置助成要綱

制 定 昭和56年 3月30日 告示第10号

(目的)

第1 この要綱は、住民による地域の自主防災組織（以下「団体」という。）の設置について、必要な助成を行い、これを育成することにより、もって地震、その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(助成措置)

第2 町長は、地域団体が坂城町自主防災組織設置推進要綱の定めるところに準拠し、団体を設置したときは、当該団体に活動上必要な資器材等を交付することができる。

(助成の限度額等)

第3 助成は、予算の範囲内で町長が定める。

2 助成は、現物給与の方法によるものとする。

3 助成は、原則として1団体につき1回限りとする。

(申請の手続)

第4 この要綱により助成措置を受けようとする団体は、助成措置適用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、団体結成後速やかに提出しなければならない。

(適用通知)

第5 町長は、前条の規定により提出があったときは、申請書を調査し、助成の措置を必要と認めるときは、助成措置決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更届)

第6 団体は、第4の規定により提出した申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

坂城町長 殿

団体名
所在地
代表者名

坂城町自主防災組織設置助成措置適用申請書

坂城町自主防災組織設置助成要綱第2の規定による助成の交付を受けたく、同要綱第4の規定により、次のとおり申請します。

自主防災組織の概要	組織名				
	事務所の所在地	坂城町大字		番地	
	代表者名	電話・有線番号			
	設立年月日				
	世帯・人口	世帯数		人口	
資器材等の整備計画	1 標旗	1 旗	5 消火器	器	
	2 腕章	本	6 担架	1 個	
	3 携帯マイク	1 器	7 その他（品名数量）		
	4 ロープ	m			
添付書類	(1) 規約又は会則 (2) 事業計画、予算書 (3) その他関係資料（役員名簿等）				

様式第2号

年 月 日

殿

坂城町長

坂城町自主防災組織設置助成措置決定通知書

年 月 日付で申請のあつた坂城町自主防災組織設置措置については、次のとおり適用することに決定しました。

助成資器材品名	数	量
標 旗		
腕 章		
携 帯 マ イ ク		
ロ ー プ		
消 火 器		
担 架		

その他

資料38 指定緊急避難所・指定避難所一覧表

1 緊急避難場所（大地震や大規模火災発生直後の屋外避難場所）

No.	施設名	所在地	面積㎡
1	鼠公民館広場	南条276	190
2	鼠団地集会所前	〃 482-68	270
3	新地公民館広場	〃 781	300
4	新地団地集会所前	〃 979-10	132
5	南条小学校グラウンド	〃 2036	6,380
6	南条保育園園庭	〃 2003-18	1,566
7	金井8組合公民館前	〃 1756	525
8	金井地区麦・大豆等生産振興センター前	〃 2330-1	500
9	南条林業センター前	〃 2525-1	240
10	坂城テクノセンター駐車場	〃 4861-35	1,500
11	町横尾ミニ公園(旧南条保育園跡地)	〃 4745-1	2,000
12	入横尾公民館広場	〃 3764-2	1,350
13	泉区グラウンド	〃 4600	2,200
14	中之条公民館広場	中之条1336-2	2,100
15	千曲坂城消防組合坂城消防署訓練場	〃 1126-1	1,300
16	文化センターグラウンド	〃 2468	13,300
17	坂城中学校グラウンド	〃 926	13,060
18	四ツ屋公民館広場	坂城9314-1	800
19	戌久保公民館前	〃 8986-1	570
20	坂城高等学校グラウンド	〃 6727-1	11,640
21	田町公民館前広場	〃 6541	700
22	坂城小学校グラウンド	〃 6227	10,100
23	坂城保育園園庭	〃 6204	2,200
24	南日名公民館広場	〃 4549-3	625
25	北日名公民館広場	〃 3075-1	290
26	日名沢公民館前	〃 1939-3	250
27	大宮公民館前	〃 1051	290
28	中心市街地コミュニティセンター前	〃 6313-2	800

資 料 編

No.	施 設 名	所 在 地	面積㎡
29	新町公民館前	坂 城1067-1	220
30	立町公民館広場	〃 6388	500
31	坂端公民館広場	〃 10213	450
32	苧屋原公民館前	〃 296-1	105
33	上五明公民館広場	上五明733-1	275
34	村上小学校グラウンド	上 平1428-1	11,245
35	村上保育園園庭	〃 1540	1,501
36	上平児童館広場	〃 982-2	570
37	小野沢集会所広場	〃 1602-2	145
38	網掛公民館広場	網 掛564-4	360
39	福沢集会所前	〃 2991-4	145
40	月見区集会所広場	〃 900-59	850
41	小網公民館前	上 平2229-1	520

2 収容避難所（住家が被災した場合の宿泊可能な屋内避難所）

ア 応急避難所

No.	施 設 名	所 在 地
1	鼠公民館	南 条276
2	鼠団地集会所	〃 482-68
3	新地公民館	〃 781
4	新地団地集会所	〃 979-10
5	金井8組合公民館	〃 1756
6	金井地区麦・大豆等生産振興センター	〃 2330-1
7	南条林業センター	〃 2525-1
8	入横尾公民館	〃 3761-2
9	町横尾公民館	〃 4729-3
10	泉区公民館	〃 4640-2
11	中之条公民館	中之条1336-2
12	四ツ屋公民館	坂 城9314-1
13	戌久保公民館	〃 8986-1
14	御所沢公民館	〃 7180-2
15	田町公民館（田町十王堂）	〃 6541
16	南日名公民館	〃 4549-3
17	北日名公民館	〃 3075-1

資 料 編

No.	施 設 名	所 在 地
18	日名沢公民館	坂 城1939-3
19	旭ヶ丘公民館	” 6130-1
20	込山公民館	” 6313-2
21	横町公民館	” 6313-2
22	立町公民館	” 6388
23	新町公民館	” 1067-1
24	大宮公民館	” 1051
25	坂端公民館	” 10213
26	苧屋原公民館	” 296-1
27	上五明公民館	上五明733-1
28	上平公民館（坂城町ふれあいセンター）	上 平1334-4
29	上平区民会館	” 469-2
30	網掛公民館	網 掛564-4
31	月見区集会所	” 900-49
32	小網公民館	上 平2229-1

イ 中核避難所（緊急避難場所を兼ねる）

No.	施設名	所在地	面積㎡	備考
1	坂城町体育館	中之条2468	1,940	物資輸送拠点
2	坂城町文化センター	”	1,270	役場庁舎被災時の対策本部 設置予定施設
3	坂城中学校 屋内運動場	中之条926	1,580	
4	南条小学校 ”	南 条2036	854	
5	坂城小学校 ”	坂 城6227	968	
6	村上小学校 ”	上 平1428-1	1,117	
7	坂城高等学校	坂 城6727	2,846	小1,169 大1,677
8	南条保育園	南 条2003-18	1,536	
9	坂城保育園	坂 城6204	1,464	支援センター含む
10	村上保育園	上 平1540	987	

ウ 要援護者収容施設

施設名	所在地	電話番号	備考
坂城町老人福祉センター	中之条2225	82-2551	
坂城町ふれあいセンター	上 平1334-4	81-3588	

3 活動拠点施設

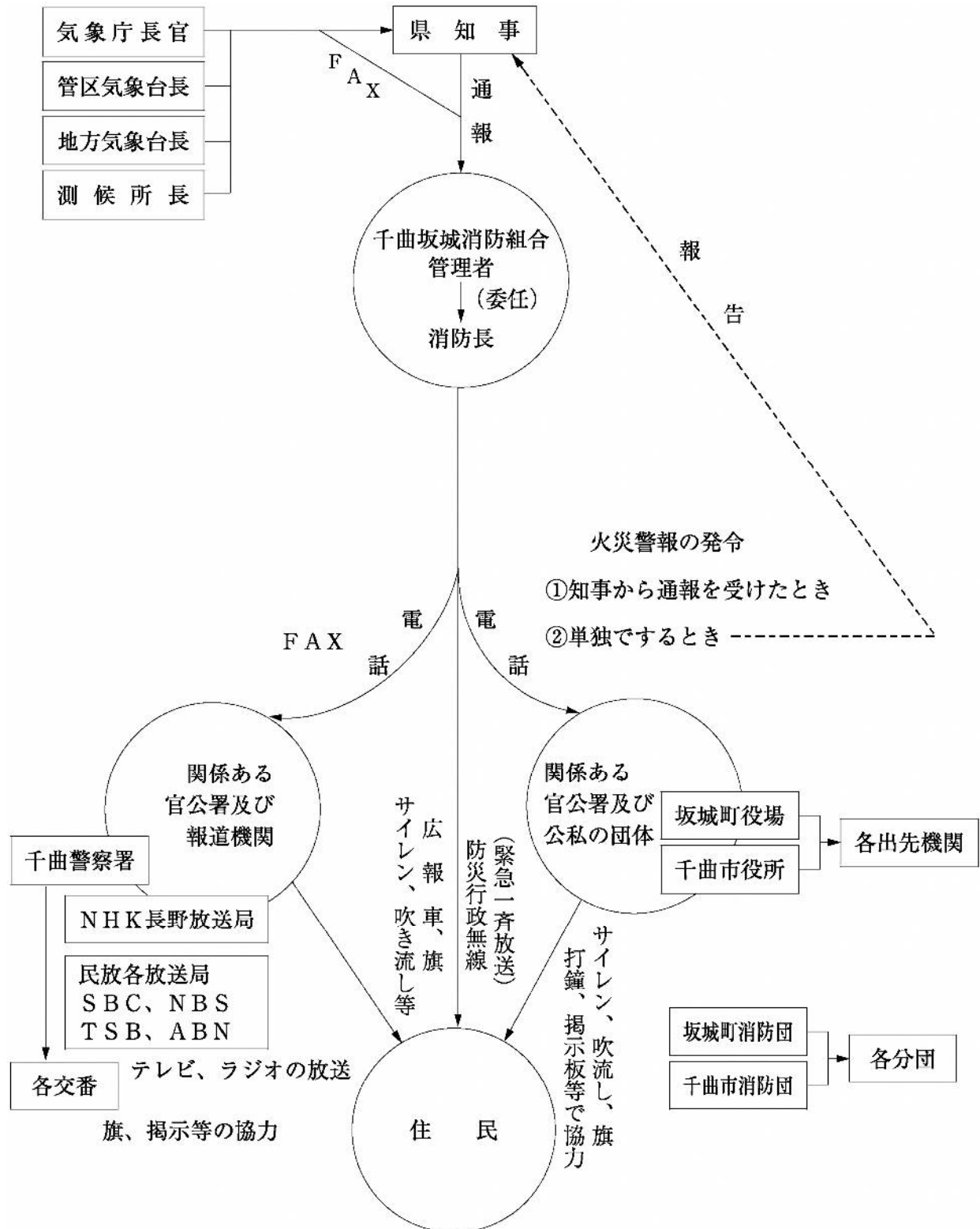
ア 救護活動拠点施設

施設名	所在地	電話番号	備考
坂城町保健センター	坂城10058-1	82-3111	

イ 炊き出し活動施設

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
1	坂城町食育・学校給食センター	中之条2300	82-2559	
2	南条保育園	南 条2003-18	82-3630	
3	坂城保育園	坂 城6204	82-2111	
4	村上保育園	上 平1540	82-2229	

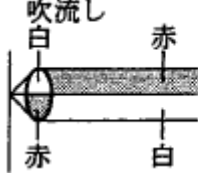
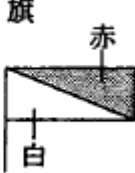
資料39 火災警報発令系統図



資料40 消防信号

昭和59年9月27日自治省令第24号

方法 信号別	種 別	打 鐘 信 号	余 韻 防 止 付 き サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から約 800メートル以 内のとき	●—●—●—●—● (連 点)	約3秒∧ ●— ●—●— ∨約2秒 (短声速点)	
	出場信号 署所内出場区域 以内	●—●—● ●—●—● (3 点)	約5秒∧ ●— ●—●— ∨約6秒	
	応援信号 署所団特命応援 出場のとき	●—● ●—● ●—● (2 点)		
	報知信号 出場区分外の火 災を認知したと き	● ● ● ● ● (1 点)		
	鎮 火 信 号	● ●—● ● ●—● (1点と2点との斑打)		
山 林 火 災 信 号	出場信号 署所内出場区域 内	●—●—● ●—● (3点と2点との斑打)	約10秒∧ ●— ●— ∨約2秒	
	応援信号 署所団特命応援 出場のとき	同 上	同 上	
火 災 警 報 信 号	火 災 警 報 発 令 信 号	● ●—●—●—● ● ●—●—●—● (1点と4点との斑打)	約30秒∧ ●— ●— ∨約6秒	掲示板 火災警報発令中赤 地に白字、形状及 び大きさは、適宜 とする
	火 災 警 報 解 除 信 号	● ● ●—● ● ● ●—● (1点2個と2点との 斑打)	約10秒∧ 約1秒 ●— ●— ∨約3秒	口頭伝達、掲示板 の撤去 吹流し及び旗の降 下
演 習 招 集 信 号	演習招集信号	● ●—●—● ● ●—●—● (1点と3点との斑打)	約15秒∧ ●— ●— ∨約6秒	

備	<p>1 火災警報発令信号及び火災警報発令解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。</p> <p>2 信号継続時間は、適宜とする。</p> <p>3 消防職員又は、消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。</p>
考	<p>4 火災警報発令信号</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>吹流し</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>旗</p>  </div> </div>

資料41 気象の概況

(消防署調べ)

年次 (月)	天気日数			気温 (°C)			年平均の 湿度 (%)	風 (m/s)	降水総量 (mm)	最大 降雪量 (cm/日)
	晴	曇	雨雪	平均	最高	最低		最多風向		
S 57	183	135	47	12.5	33.7	-13.2	74.4	南	899.5	9
58	174	145	46	12.1	35.8	-11.4	77.5	南	1,023	10
59	201	121	44	11.5	35.8	-12.6	77.0	南	591.5	25
60	182	130	54	11.8	35.2	-13.0	78.0	南	934	7
61	215	119	31	11.5	35.3	-10.0	76.2	南	631	22
62	214	123	28	12.5	36.6	-9.0	76.2	南	595.5	21
63	180	144	42	11.6	35.8	-10.0	76.6	南	842	9
H 1	184	135	46	13.7	35.9	-10.0	70.5	南	1,061	5
2	203	115	48	14.6	37.9	-8.9	71.0	南	733	28
3	172	145	48	13.9	38.0	-9.0	73.0	南	1,007	20
4	209	118	39	13.6	38.0	-8.4	71.5	南	828.5	28
5	206	110	49	13.1	35.7	-6.1	73.0	北	944.5	6
6	245	86	34	14.1	40.3	-8.0	70.4	南	498.5	19
7	232	83	50	13.2	38.0	-9.4	72.2	北	733.5	10
8	243	81	42	12.1	37.1	-10.7	68.9	南西	754	10
9	224	104	37	12.4	37.8	-10.4	71.1	北西	751	16
10	191	128	46	13.0	35.0	-11.1	85.0	北西	1,018	35
11	235	97	33	12.8	38.0	-14.0	79.5	北西	808.5	7
12	229	68	68	12.6	39.7	-10.2	76.9	北西	800.0	30
13	226	98	41	12.3	38.0	-12.0	77.9	北西	724.5	30
14	208	124	33	12.8	38.0	-8.8	70.9	北西	680.5	15
15	172	133	60	12.3	36.0	-12.0	76.5	北西	647.5	36
16	205	118	42	13.2	39.0	-8.0	78.8	北西	960.5	13
17	201	136	28	12.0	37.0	-11.2	80.5	北西	557.5	10
18	176	156	33	12.3	36.2	-10.8	79.5	北西	854.0	9
19	204	118	43	12.7	37.8	-7.7	78.3	北西	708.0	11
20	194	132	40	12.4	37.3	-9.7	79.4	北西	856.5	13
21	179	150	36	12.6	36.3	-9.4	78.1	北西	795.5	3
22	211	112	42	12.9	36.7	-9.6	79.9	北西	1,048.0	15.0

資料編

年次 (月)	天気日数			気温 (°C)			年平均の 湿度 (%)	風 (m/s)	降水総量 (mm)	最大 降雪量 (cm/日)
	晴	曇	雨雪	平均	最高	最低		最多風向		
H23	205	125	35	12.3	37.6	-10.8	79.1	北西	797.5	19.0
24	215	116	34	12.3	36.0	-11.4	78.9	北西	807.5	10.0
25	251	80	34	12.7	37.5	-10.2	76.8	北西	733.0	20.0
26	228	102	35	12.2	37.7	-8.9	78.3	北西	876.5	75.0
27	203	122	40	13.1	36.9	-8.3	76.5	西北西	829.5	10.0
28	223	101	41	13.2	35.7	-11.3	73.3	西北西	789.5	13.0
29	233	99	33	12.2	36.0	-10.4	75	西北西	755.5	18.0
30	211	81	73	13.3	38.3	-12.2	73.7	西北西	689.5	22.0
H31・R1	206	127	32	13.2	38.0	-8.2	74.2	西北西	700.0	8.0
R 2	222	109	35	13.3	38.1	-8.5	75.9	西北西	747.5	25.0